

# 静岡県埋蔵文化財発掘調査の作業標準・積算基準

平成 15 年 8 月 26 日

(改正 平成 22 年 3 月 29 日)

(改正 平成 23 年 10 月 24 日)

## 1 基本的事項

### (1) 目的

埋蔵文化財は我が国あるいは静岡県の歴史や文化の成り立ちを理解する上で欠くことのできない国民共有の貴重な歴史的財産であり、将来の文化の向上・発展の基礎をなすものである。この貴重な埋蔵文化財が開発行為などにより止むを得ず破壊される場合には、将来にわたり保存・活用できるように適切な発掘調査（現地における発掘作業から報告書刊行作業まで）を実施する必要がある。したがって、ここに所期の目的を達成するために必要な作業の標準やそれに係る積算基準を示すものである。

### (2) 適用

この「静岡県埋蔵文化財発掘調査の作業標準・積算基準（以下、「作業標準・積算基準」）」は、静岡県内で行われる開発事業に伴い現状保存することができず、止むを得ず記録保存のための発掘調査を行うすべての埋蔵文化財発掘調査に関わる必要な事項について、標準・基準を示すものである。

ここでいう埋蔵文化財発掘調査（以下、発掘調査）とは、記録保存のための発掘調査、保存活用のための発掘調査、予備調査をいう。ただし、保存活用のための発掘調査は、この作業標準・積算基準の適用外とする。

## 2 用語の定義

ここでは、「作業標準・積算基準」で使用する主な用語について定義する。なお、「作業標準・積算基準」で使用する用語は多岐にわたるため、遺構名や細かい作業等については別表 1～3 に記載する。

- (1) 「発掘調査」とは、記録保存のための発掘調査、保存活用のための発掘調査、予備調査をいう。
- (2) 「記録保存のための発掘調査」とは、予備調査等の成果を踏まえ実施される調査で、「記録保存のための工事立会い」と「記録保存のための本発掘調査」（以下、本発掘調査）をいう。
- (3) 「保存活用のための発掘調査」とは、重要な遺跡について史跡指定やその他の保護の措置を取るため、あるいは史跡指定されている遺跡の整備・活用を図るために行われる発掘調査である。
- (4) 「予備調査」とは、「記録保存のための発掘調査」に先立って行う試掘調査と確認調査

をいう。

- (5) 「試掘調査」とは、周知の埋蔵文化財包蔵地に登録されていないが、開発事業対象地内等において埋蔵文化財の有無を判断するための調査をいう。
- (6) 「確認調査」とは、周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発事業対象地内の埋蔵文化財の内容や層の厚さなどの概要の根拠となる資料を収集するための調査をいう。
- (7) 「本発掘調査」とは、予備調査等の成果を踏まえ実施される調査で、現地での発掘作業(以下、発掘作業)と、それに伴う整理等作業、報告書刊行作業をいう。
- (8) 「発掘作業」とは、埋蔵文化財について、土壌の特徴を見極めながら掘削し、そこに埋蔵された遺構と遺物(出土品)の存在及びその相互関係を明らかにするとともに、それらの記録を作成する作業をいう。「発掘作業」には、表土等除去作業、遺物包含層掘削作業、遺構検出作業、遺構掘削作業、遺構実測作業、写真撮影作業などがある。
- (9) 「表土等除去作業」とは、重機や人力により表土等を掘削する作業をいう。
- (10) 「表土等」とは、表土と中間層をいう。
- (11) 「表土」とは、地表面直下の遺物をほとんど含まない層をいう。通常は遺物を含まないが、二次的な堆積や攪乱等遺構との関連性が低い遺物を含んでいる場合もある。
- (12) 「中間層」とは、遺構面と遺構面の間に堆積した遺物をほとんど含まない層をいう。通常は遺物を含まないが、二次的な堆積や攪乱など遺構との関連性が低い遺物を含んでいる場合もある。
- (13) 「遺物包含層」とは、遺構面上に形成されている遺物を含む層である。
- (14) 「遺構」とは、竪穴住居跡や土坑、古墳など人為的に地面を改変した痕跡をいう。地面に直接的な痕跡が残さないが祭祀跡や、遺物を含むなど人との関連が深い河川跡も遺構として取り扱う。
- (15) 「遺構面」とは、遺構が確認できる地面をいう。
- (16) 「遺物包含層掘削作業」とは、人力によりスコップなどを用いて遺物包含層を慎重に掘削する作業をいう。
- (17) 「遺構検出作業」とは、遺物包含層除去後、人力にて鋤簾などを用いて遺構面を精査し、遺構を検出する作業をいう。
- (18) 「遺構掘削作業」とは、遺構検出作業で確認された遺構を人力にて移植ゴテなどを用いて慎重に掘削する作業をいう。
- (19) 「整理等作業」とは基礎整理作業、資料整理作業、保存処理、自然科学分析、記録類と出土品を将来にわたって保管し公開と活用を図ることに備えるためのその他の作業をいう。
- (20) 「基礎整理作業」とは、出土品基礎整理作業と記録類基礎整理作業をいう。
- (21) 「出土品」とは、予備調査及び発掘作業で出土した遺物であり、平成 12 年 3 月 22 日付け教文第 966 号教育委員長通知「静岡県文化財保護事務取扱要綱」第 5 条に掲げる

ものをいう。

- (22) 「記録類」とは、予備調査及び発掘作業で作図した測量図や遺構実測図などの実測図及び撮影した写真類、調査日誌などをいう。
- (23) 「出土品基礎整理作業」とは、予備調査及び発掘作業で出土した土器などを洗浄し、出土した遺跡・遺構などがわかるようにポスターカラーなどを用いてマーキングする作業をいう。
- (24) 「記録類基礎整理作業」とは、記録類を作成した遺跡や遺構がわかるようにファイリングするとともに、実測図の整合性を図る作業などをいう。
- (25) 「資料整理作業」とは、考古学の手法を中心に既往の学術的な成果に基づいて整理分析する出土品本整理作業と記録類本整理作業をいう。
- (26) 「報告書」とは、現状保存を図ることができなかった埋蔵文化財に代わって後世に残す記録のうち最も中心的なもので、発掘調査の成果を周知し活用できるようにする「発掘調査報告書」をいう。内容は行政的に講じた措置の記録と学術的な成果の記録からなる。
- (27) 「報告書刊行作業」とは、整理等作業で作成した資料をもとに発掘担当者などが別表3の2にもとづき記録保存のために原稿執筆や報告書の編集・校正などの作業を実施し、最終的に報告書を印刷製本し配布する作業をいう。
- (28) 「保存処理」とは、発掘調査で出土した木製品、金属製品などの脆弱遺物及び遺構などについて、後世に残すために室内などで処理を行う作業をいう。
- なお、「出土品応急保存処理」とは、保存処理のうち予備調査及び発掘作業などと並行して行う出土品の劣化の進行を遅延させる応急的な措置を取る作業をいう。
- 「遺構応急保存」とは、保存処理のうち予備調査及び発掘作業と並行して行う遺構に対する応急的な保存措置を取る作業をいう。
- (29) 「発掘担当者」とは、遺跡の発掘調査の内容・進行を把握し、予備調査、本発掘調査の指揮をとる者をいう。(平成5年11月19日付け庁保記第74号文化庁長官通知「埋蔵文化財関係の事務処理の迅速適正化について」並びに平成12年11月17日付け庁保記第236号文化庁長官通知「埋蔵文化財の発掘調査に関する事務の改善について」に記される発掘調査担当者及び『静岡県埋蔵文化財保護事務の手引き』「埋蔵文化財発掘調査に係る調査主体者、発掘担当者の判断基準について」に記される調査担当者に基づく者とする。)
- (30) 「調査補助員」とは、発掘担当者の補助をする者をいう。発掘調査の一部について発掘担当者の指示を受け発掘作業員や整理作業員を指揮して作業を進める場合もある。
- (31) 「発掘作業員」とは、予備調査及び発掘作業において発掘担当者などの指示に基づき表土等除去、遺構掘削、遺構実測などの作業及びその他の作業を実施し、また、写真撮影作業の補助を実施する作業員をいう。

- (32) 「整理作業員」とは、整理等作業、報告書刊行作業において発掘担当者などの指示に基づき、基礎整理作業、資料整理作業、保存処理、自然科学分析、報告書刊行作業、その他の作業を行う作業員をいう。
- (33) 「集落遺跡」は縄文時代以降に形成された住居跡などが確認される遺跡で、「古墳・横穴等」及び「生産（窯業）遺跡」以外の遺跡をいう。なお、集落遺跡は立地状況から、台地遺跡、平地遺跡、低湿地遺跡に分けられる。
- (34) 「台地遺跡」とは、基本的に恒常的な地下水対策が不要な遺跡をいう。
- (35) 「平地遺跡」とは、場合によって地下水対策が必要な遺跡で、主に沖積平野に形成された遺跡をいう。
- (36) 「低湿地遺跡」とは、常時地下水対策が必要な遺跡をいう。
- (37) 「旧石器時代遺跡」とは旧石器時代に形成された遺跡をいう。なお、「旧石器時代遺跡」の調査は「上層調査」と「下層調査」に分けて実施する。
- (38) 「上層調査」とは、「旧石器時代遺跡」のうち遺構面が比較的上部（地表より2 m程度）で確認される遺構の調査をいう。なお、一遺跡内において旧石器時代に形成された部分と縄文時代以降に形成された部分がある場合、前者は「旧石器時代遺跡」、後者は「集落遺跡」などを用いる。
- (39) 「下層調査」とは、「旧石器時代遺跡」のうち遺構面が深部（地表より約2 m以上の深度）にあたる調査である。
- (40) 「古墳・横穴等」とは、古墳、横穴、塚墓などの墳墓などをいう。なお、構造的に類似する経塚もここに含める。
- (41) 「生産（窯業）遺跡」とは、土器や陶磁器を焼成した窯あるいは鉄器・鉄生産、木炭生産等の生産を行った遺跡をいう。ただし、水田跡などは集落遺跡に含める。
- ※ 上記(30)～(32)における職名は、各自治体・組織などの雇用規定に基づく職名を妨げるものではない

### 3 埋蔵文化財発掘調査の作業標準

#### (1) 発掘調査の実施内容

##### ア 予備調査の実施内容

- (ア) 試掘調査：埋蔵文化財の有無を判断するための調査。開発事業対象面積の1～5%を標準とする。
- (イ) 確認調査：埋蔵文化財の内容、層の厚さなど、積算根拠となる資料を収集するための調査。開発事業対象面積の5～10%を標準とする。

##### イ 発掘作業の実施内容

発掘作業は「発掘作業工程(全般)と記録類作成の標準」(別表1)及び「遺構調査の

標準」(別表2)に基づいて実施する。

#### ウ 整理等作業、報告書刊行作業の実施内容

整理等作業及び報告書刊行作業は、「整理等作業及び報告書刊行作業の標準」(別表3)に基づいて実施する。

※ 本発掘調査における標準的な作業工程は別紙1のとおりである。

### (2) 調査の人員配置体制と期間

#### ア 発掘作業

##### (ア) 発掘担当者

発掘作業にあたる発掘担当者は1箇所の現場に対して複数人配置することが望ましい。規模、職員数等の理由から止むを得ず1人になる場合については、調査補助員や安全管理担当者などを配置するなどして作業標準(別表1・2)の確保、安全管理などに十分配慮しなければならない。

なお、作業標準(別表1・2)の確保のためには、作業の節目などに当該調査の発掘担当者以外の発掘担当者による調査品質の確認などを実施することが望ましい。

##### (イ) 発掘作業員数

発掘作業員数は、調査面積や遺構密度などに応じて必要人数は異なるが、発掘担当者1人に対して15人以下が適当である。15人を越えることは、各作業標準の確保、安全管理などの観点から望ましくない。

##### (ウ) 作業期間

発掘作業の期間は、人力で行う各掘削作業及び諸作業に要する発掘作業員総数を1日当たりの発掘作業員配置数で割って求めた作業日数に、雨天予備日の日数(作業日数の1/6とする。)及び準備作業・撤去作業に要する日数、人力掘削作業と同時並行できない重機を用いた表土等除去作業などの日数を加えて求める。

なお、構造物や埋設物などの発掘作業の障害になるものについては、事前に撤去されていることを前提とする。

#### イ 整理等作業

##### (ア) 発掘担当者

整理等作業にあたる発掘担当者は通常1遺跡に対して1人とする。ただし、多量の記録類・出土品が存在する場合、作業標準(別表3)の確保の観点から複数人配置することも考慮しなければならない。

なお、自然科学分析、保存処理は、特殊な設備や技術を要するため、必要に応じて別個の発掘担当者を配置するなどの措置を講じなければならない。また、発掘担当者などが実施できない場合には、必要に応じて専門業者に委託することができる。

##### (イ) 整理作業員数

整理作業員数は、発掘担当者1人に対して5人以下が適当である。5人を越えるこ

とは、各作業標準（別表3）の確保、安全管理等の観点から望ましくない。

#### **(ウ)作業期間**

整理等作業の期間は、対象となる整理等作業の各作業に要する整理作業員総数を1日当たりの整理作業員配置数で割って求める。

なお、出土品基礎整理作業及び記録類基礎整理作業などは発掘作業と並行して行うこともできる。

#### **ウ 報告書刊行作業**

報告書刊行作業は整理作業に準じる。ただし、作業期間は対象となる各作業に要する整理作業員数を1日当たりの整理作業員配置数で割って求めたものに、報告書の印刷製本と配布に要する期間を加えたものとする。

### **4 発掘調査経費の積算**

#### **(1)発掘作業**

##### **ア 積算の前提条件**

次の事項を前提として積算する。

なお、予備調査を実施する場合もこれを前提として積算するが、掘削深度が深い場合や面積が非常に狭小な場合などで、次の(ア)に記載した人数で実施することが不可能な場合や効率的でない場合は、予備調査内容の実態にあわせて積算する。

(ア)一度に掘削できる調査対象面積が概ね1,000 m<sup>2</sup>以上の場合については、発掘担当者1人に対して発掘作業員15人とする。

ただし、調査面積が狭小である場合や古墳・横穴等の調査、生産（窯業）遺跡の発掘作業など発掘担当者1人に対し15人で作業を実施することが効率的でない場合には、この限りではない。

古墳・横穴等、生産（窯業）遺跡においては、発掘担当者1人に対し、古墳の主体部（全長5m程度）では3人、横穴の主体部（全長5m程度）と生産（窯業）遺跡の窯体（幅2m程度）では2人、上記以外の作業では8人とする。

(イ)人力による掘削作業における1日あたりの作業時間は、7時間を標準とする。ただし、各自治体・組織などにおける臨時職員雇用の規定を妨げるものではない。

(ウ)人力による掘削作業における発掘担当者の1日の作業時間は8時間とする。ただし、各自治体・組織などにおける職員の勤務時間の規定を妨げるものではない。

(エ)1ヶ月の発掘作業の稼働日数は17日とする。

(オ)表土等除去作業は、集落遺跡については通常バックホウなどの重機で行う。一方、古墳・横穴等、生産（窯業）遺跡については原則人力で行うが、重機と人力を併用することもできる。

(カ)掘削した土（以下、排土という）の搬出は通常ベルトコンベアを使用するものとす

る。ただし、丘陵尾根上や斜面など設置が困難な場合については、この限りではない。

(キ) 排土は原則場内に仮置きするものとする。この場合の場内とは、調査箇所に隣接し、表土等除去を行っている重機が表土等除去に支障なく、仮置きできる範囲とする。

したがって、掘削した土砂などの移動が発生する場合は、必要となるダンプトラックなどを積算するものとする。

## イ 共通項目

### (ア) 表土等除去作業に用いる重機

#### a 集落遺跡の表土等除去作業に用いる重機(バックホウ)

日当り施工量は静岡県建設部の基準「土木工事標準積算基準書」を使用する。詳細は次のとおりである。

- ・ 作業の種類：地山の掘削積込
- ・ 名称：バックホウ運転
- ・ 規格：排出ガス対策型・クローラ型山積  $0.8\text{m}^3$  (平積  $0.6\text{m}^3$ )
- ・ 土質：レキ質土、砂、砂質土、粘性土
- ・ 障害の有無：障害あり
- ・ 稼働時間：8時間

#### b 古墳・横穴等、生産(窯業)遺跡に用いる重機(バックホウ)

日当り施工量は静岡県建設部の基準「土木工事標準積算基準書」を使用する。詳細は次のとおりである。

- ・ 作業の種類：床掘(作業土工)
- ・ 名称：バックホウ運転
- ・ 規格：排出ガス対策型・クローラ型山積  $0.45\text{m}^3$  (平積  $0.35\text{m}^3$ )
- ・ 稼働時間：8時間

※ 軟弱地盤などにより作業の遂行に著しい障害が生じる場合、場外に排土を移動させる場合は、別途積算が必要である。

※ 日当たり施行量は、各自治体の規定がある場合はこれを妨げるものではない。

### (イ) 必要重機台数・必要人数の算出

遺跡の種別に応じて別表4～10に記された各作業の総土量・面積などを各歩掛で割って作業に必要な重機台数・人数を算出する。遺跡の種別と対応する別表は次に記すウ(ア)～(カ)のとおりである。

## ウ 遺跡種別の積算

### (ア)集落遺跡(台地遺跡)

別表 4 による。

### (イ)集落遺跡(平地遺跡)

別表 5 による

### (ウ)集落遺跡(低湿地遺跡)

別表 6 による。

### (エ)旧石器時代遺跡

別表 7 による。

### (オ)古墳・横穴等

別表 8・9 による。

### (カ)生産(窯業)遺跡

別表 10 による。

## (2)整理等作業、報告書刊行作業

### ア 積算の前提条件

次の事項を前提として積算する。

(ア)作業量に応じて増減が必要であるが、通常発掘担当者 1 人に対して整理作業員 5 人とする。ただし、作業数量や内容により、5 人以下で実施した方が効率的な場合は、この限りではない。

(イ)1 日の作業時間を 8 時間とする。ただし、各自治体・組織等における職員の勤務時間の規定及び臨時職員雇用の規定を妨げるものではない。

(ウ)1 ヶ月の整理等作業・報告書刊行作業の稼働日数を 20 日とする。

ただし、各自治体・組織等における臨時職員雇用の規定を妨げるものではない。

### イ 必要人数の算出

作業の種別に応じ、別表 11～14 に記された各作業の総箱数・総点数・総枚数などを各歩掛で割って作業に必要な人数を算出する。作業の種別と対応する別表はウ(ア)～(カ)のとおりである。

## ウ 作業種別の積算

### (ア)整理等作業(基礎整理作業)

別表 11 による。

### (イ)整理等作業(資料整理作業)

別表 12 による

### (ウ)整理等作業(自然科学分析)

別途積算とする。

### (エ)整理等作業(保存処理)

出土品応急保存処理は別表 13 による。これ以外は、別途積算とする。

**(オ) 報告書刊行作業**

別表 14 による。

**(3) その他**

発掘調査にあたっては、本「作業標準・積算基準」に加えて、文化庁編集『埋蔵文化財発掘調査の手引き』（平成 22 年 3 月発行）、平成 12 年 12 月 14 日付け庁保記第 78 号文化庁次長通知「埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算標準について」、平成 16 年 12 月 20 日付け 16 庁財第 312 号文化庁次長通知「行政目的で行う埋蔵文化財の調査の標準について」を準用する。

**5 改訂**

**(1) 作業標準・積算基準の改訂**

静岡県教育委員会は、必要に応じて「作業標準・積算基準」を改訂することができる。

**(2) 附則**

この基準は、平成 15 年 8 月 26 日から施行する。

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 発掘作業工程（全般）と記録類作成の標準

作業工程	工程の内容	記録方法・成果等	取扱い	成果品の仕様及び内容
準備作業	※発掘作業実施計画に関する現地での打ち合わせ、安全対策など、事務所・器材倉庫などの設営、予備調査及び発掘調査補助員・発掘作業員などの雇用事務などを実施する。	遺跡位置図	○	※国土地理院発行の1/25,000地形図、都市計画図などに位置を表示する。
		物理探査成果等	△	※成果簿、図面など
		影響調査	△	※成果簿など
				※調査前には発掘調査の障害になる構造物などが撤去されていることを前提とする。 ※各種工事（進入路工事、伐採、矢板、ウエルポイント設置など）は、協議の上必要であれば実施する。ただし、開発行為者が事前に設置するのが望ましい。
発掘作業前の状況の記録作成作業	※発掘作業によってその土地に改変が加えられる前に遺跡の立地及び地形の状況を正確に記録する。	現況地形測量図・地形図	○	※縮尺1/100～1/500、等高線0.5～1m、都市計画図・工事用図面などで代用可。 ※古墳・横穴等、生産（窯業）遺跡の場合は、縮尺1/20～1/100、等高線0.2～0.5mで作成する。
		発掘作業前遺跡全景写真	○	※ネガカラー・ポジカラー・モノクロとし、立地状況がわかる複数方向から撮影する。
		発掘作業前遺跡映像記録	△	※映像記録は汎用性の高いソフト及びハードを使用する。
		発掘作業前空中写真	△	※景観写真など
表土等除去作業	※重機や人力により表土等を除去する作業。 ※通常はバックホウを使用するが、古墳・横穴等、生産（窯業）遺跡の場合は人力での実施を基本とする。 ※重機を使用する場合、発掘担当者が立会い、遺構などを破壊しないよう留意すること。	バックホウ稼働状況など	○	※稼働を示す書類、写真など
調査区の設定作業	※発掘作業対象範囲における調査区の設定を行なう。 ※この際に遺構実測及び遺物取上げのためのグリッド杭の設置を行う。 ※グリッド杭は国土座標に基づくこと。	基準点・水準点測量成果	○	※調査箇所の正確な位置の記録。 ※水準点・測量成果簿など ※基準点は4級以上とする。
		調査区配置図	○	※縮尺1/100～1/500程度、調査区の配置状況が正確に示された図面、調査区ごとに基準点杭やグリッド杭の位置を示し、グリッド番号を示した図
		調査区基本土層図	○	※縮尺1/20程度、注記は『新版標準土色帖』など客観的な基準を用いる。
		調査区基本土層写真	○	※ネガカラー・ポジカラー
遺物包含層掘削作業	※人力で行い、遺物密度に応じて掘削する道具を選択する。 ※遺物等の取上げは層ごとに取上げることが基本とする。必要に応じて出土状況を記録した上で慎重に取上げる。	遺物出土状況図	△	※平面図1/10・1/20 ※立面図又は断面図1/10・1/20 ※立面図・断面図を作成しない場合は、平面図に出土遺物の標高を記入する。
		遺物出土状況写真	△	※ネガカラー・ポジカラー・モノクロ
		遺物出土状況映像記録	△	※映像記録は汎用性の高いソフト及びハードを使用する。

作業工程	工程の内容	記録方法・成果等	取扱い	成果品の仕様及び内容
遺構検出作業	※遺物包含層掘削後、人力で行う。遺構面を精査し、遺構を検出する作業である。	遺構配置概略図	○	※縮尺 1/100 程度、遺構番号、位置、切り合い関係、覆土の状況などの情報を盛りこむ。
		遺構検出状況写真	○	※遺構の切り合い状況などを記録する。
		遺構検出状況映像記録	△	※映像記録は汎用性の高いソフト及びハードを使用する。
		遺構検出状況空中写真	△	※ネガカラー・ポジカラー・モノクロ
遺構掘削作業	※遺構検出で確認した遺構を人力で慎重に掘削する作業を行う。	各種平面・断面図	○	※別表 2 による
		土層状況写真	○	※ネガカラー・ポジカラー・モノクロ
		遺物出土位置の記録	○	※別表 2 による
		遺物出土状況図	○	※別表 2 による
		遺物出土状況写真	○	※ネガカラー・ポジカラー・モノクロ
遺物出土状況映像記録	△	※映像記録は汎用性の高いソフト及びハードを使用する。		
検出遺構の記録類作成 (遺構実測作業及び写真撮影作業)	※遺構完掘後の記録類作成及び遺物取上げ	各種平面・断面図	○	※別表 2 による
		完掘状況写真	○	※ネガカラー・ポジカラー・モノクロ
		調査区全体図・測量図	○	※20 cm の等高線を基本とする。
		調査区全体写真(空中写真などによる)	○	※ネガカラー・ポジカラー・モノクロ
完掘状況・調査区全体映像記録	△	※映像記録は汎用性の高いソフト及びハードを使用する。		
関連調査 (保存処理及び自然科学分析)	※遺構応急保存処理(土層剥ぎ取り・遺構切り取りなど)	土層剥ぎ取り・遺構切り取りなど 成果品	△	※その地域の歴史資料として極めて重要な意義を持ち、最低限必要な場合には、活用計画を充分考慮した上で実施する。
	※自然科学分析	分析の成果品	△	※遺跡・遺構などの評価に必要なかどうか十分に検討したうえで実施する。
調査記録	※調査日誌・調査所見を記録する	調査に係る略図・写真など	○	※発掘作業の日程、遺構の調査日誌など発掘調査状況がわかるような記録を残すこと。 ※調査日誌などに使用する写真についてはデジタルカメラを用いたものでも可。 ※整理作業や保存処理作業及び将来的な検証作業に支障がないよう、記録すること。
埋戻し	※事業者との協議により、必要な場合は実施する。 ※ここでの埋戻しとは、安全面の確保などの理由により、発掘作業で掘削した土砂を調査対象範囲に戻す作業をいう。		△	※ネガカラー等(デジタルカメラを用いた撮影でも可)
撤収作業	※発掘作業に要した資器材を撤収する。		△	

取扱い：○…一般的に必要なもの、△…遺跡の状況により必要なもの

留意点 1 写真は必ず複数種類の組み合わせによって撮影する。常に中判以上のカメラを使用し、35mm 一眼レフカメラを補助的に併用すること。なお、ネガカラーフィルムを用いた撮影については、35 mmカメラでの撮影を基本とし、デジタルカメラによる代用も可とする。

留意点 2 図面作成にあたって光波測量機などのデジタル機器を使用したものについては、必ず紙などに印刷したものを残し、保管すること。また、データの作成・保管はソフト・ハードとも汎用性が高いものを使用すること。

## 別表2 遺構調査の標準

遺跡の種類として集落遺跡、旧石器時代遺跡、古墳・横穴等、生産（窯業）遺跡、城郭に区分して、遺構掘削作業の標準を記載する。ただし、それぞれが個別に検出されることは少なく、複合的に存在することから、記録保存に向けてその都度適切な調査方法を採用し、記録類を作成するよう留意する必要がある。

なお、遺物出土状況図・ドット図には必ず遺物の取上げ番号を併記すること。

### 1 集落遺跡

種別	遺構の掘削方法	遺物の取上げ方法	記録方法及び成果品	留意点	
竪穴住居跡（竪穴建物）	覆土（埋土）	※遺構の中心を通る十文字のベルトを設定し、4分割以上することを基本とする。	※層位・区画などによる一括取上げを基本とする。 ※場合に応じては全点をドット図による。	※土層断面図 1/10・1/20 遺物出土状況図 1/10・1/20 平面ドット図 1/20 ※上記図面に対応する写真	※ベルトは遺構の埋没状況を把握できるように設定する。 ※火災などの痕跡（炭化材など）に注意する。 ※建築材や屋根上に盛られた土が覆土に含まれていないか注意する。
	床面・柱穴等	※生活面を精査し、床面（硬化面・敷石）、柱穴、貯蔵穴、炉等の施設を確認する。 ※柱穴等は覆土を2分割することを基本とし、規模に応じて4分割する。		※遺構平面・断面図 1/10・1/20 遺物出土状況図 1/10・1/20 ドット図 1/20 ※敷石住居の平面・断面図は 1/10 ※上記図面に対応する写真	※柱穴は平面と断面で柱痕の有無を確認する。 ※柱の抜き取り穴と柱穴を区別する。 ※床（硬化面）の範囲を記録する。
	炉	※2分割することを基本とし、規模に応じて4分割する。 ※焼土の範囲を確認する。	※原位置を保つ遺物は出土状況図化を基本とする。	※遺構平面・断面図 1/10 遺物出土状況図 1/10 ドット図 1/10 ※石囲炉の場合は見通し図 1/10 ※上記図面に対応する写真	※炉内の覆土は必要に応じて取上げる。
	竈	※煙道・焚口の中心を結んで分割し、袖・天井などの遺存状況を確認する。 ※遺存状況により分割箇所を増減させる。焼土の範囲を確認する。		※遺構平面・断面図 1/10 遺物出土状況図 1/10 ドット図 1/10 ※上記図面に対応する写真	※必要に応じて見通し図 1/10を作成する。 ※竈内の覆土は必要に応じて取上げる。 ※竈袖部の構造に留意する。
	埋甕	※覆土を2分割することを基本とし、規模に応じて4分割する。	※遺物出土状況図による。	※遺構平面・断面図・見通し図 1/10 ※上記図面に対応する写真	※埋甕内部の土は必要に応じて取上げる。
	貼床など	※ベルトを再設定し、分割することを基本とする。 ※複数面ある場合はその都度ベルトを再設定する。床下埋土は貼床除去後、覆土と同様に調査する。	※原位置を保つ遺物は出土状況図化を基本とする。	※遺構平面・断面図 1/10・1/20 遺物出土状況図 1/10・1/20 ドット図 1/20 ※上記図面に対応する写真	※建替え・拡張の有無に留意する。
掘立柱建物	柱穴	※柱痕を中心に梁・桁方向に2分割あるいは4分割する	※原位置を保つ遺物は出土状況図化を基本とする。	※土層断面図 1/20 遺構平面・断面図 1/10・1/20 遺物出土状況図 1/10・1/20 ドット図 1/20 ※上記図面に対応する写真	※柱痕・礎板・根石、抜き取り穴などに留意する。 ※遺構断面図は桁行・梁行で整合するよう作成する。

種別	遺構の掘削方法	遺物の取上げ方法	記録方法及び成果品	留意点	
井戸	※2分割することを基本とする。 ※深度がある場合は上下に分割して、周囲の土層が掘り下げられた段階で再調査する。	※原位置を保つ遺物は出土状況図化を基本とする。	※土層断面図 1/20 遺構平面・断面図 1/10・1/20 遺物出土状況図 1/10・1/20 ドット図 1/20 見通し図 1/10 ※上記図面に対応する写真	※水溜め施設に留意する。	
土坑・陥穴	※2分割することを基本とする。 ※底部施設の有無に留意し、必要に応じて断ち割りを行う。		※土層断面図 1/20 遺構平面・断面図 1/20 遺物出土状況図 1/20 ドット図 1/20 ※上記図面に対応する写真	※必要に応じて土壌サンプルを採取する。	
溝	※平面形状や規模に応じてベルトを複数本設定して分割する。			※掘立柱建物の柱穴調査に準じる。	
小穴	※属性の認められない柱穴を含む。2分割することを基本とする。			※人骨・焼土・炭化物・棺材・蔵骨器・副葬品・彩色・微細遺物などの有無に留意する。	
墓坑	※2分割することを基本とし、規模に応じて4分割する。	※全点を遺物出土状況図による。	※土層断面図 1/10 遺構平面・断面図 1/10 遺物出土状況図 1/10 ドット図 1/10 必要に応じて見通し図 1/10 ※上記図面に対応する写真	※人骨・焼土・炭化物・棺材・蔵骨器・副葬品・彩色・微細遺物などの有無に留意する。	
集石遺構	※石は一点ずつ外す。下部構造は土坑の掘削方法に準じる。	※断面図・平面図を並行して作成しながら、一点ずつ取上げる。埋納されていることが明らかな遺物は遺物出土状況図による。	※遺構平面・断面図 1/10・20 遺物出土状況図 1/10・1/20 ※上記図面に対応する写真	※上部・下部構造物の有無に留意する。 ※微細遺物・有機物の存在に留意する。	
炉穴	※2分割することを基本とし、規模に応じて4分割する。 ※焼土の範囲を確認する。	※原位置を保つ遺物は遺物出土状況図化を基本とする。必要に応じてドット図による。	※遺構平面・断面図 1/10 遺物出土状況図 1/10 ドット図 1/20 ※上記図面に対応する写真	※炉内の覆土は必要に応じて取上げる。	
環濠	※平面形状や規模に応じてベルトを複数本設定して分割する。		※遺構平面・断面図 1/20 遺物出土状況図 1/20 ドット図 1/20 ※上記図面に対応する写真	※濠底施設・周囲の柵列などの有無に留意する。 ※埋没過程に留意する。 ※土橋などの有無に留意する	
道路状遺構	道路面	※原位置を保つ遺物は遺物出土状況図化を基本とする。	※土層断面図 1/20 ※遺構平面・断面図 1/10～1/50 遺物出土状況図 1/10・1/20 必要に応じてドット図 1/20 ※上記図面に対応する写真	※道路面の重複に留意する。	
	側溝			※平面形状や規模に応じてベルトを複数本設定して分割する。	※埋没過程に留意する。
	下部構造			※道路面のベルトを同位置に再設定し断ち割りを複数箇所で行う。	※道路面の重複に留意する

種別		遺構の掘削方法	遺物の取上げ方法	記録方法及び成果品	留意点
水田	水田面	※規模・形態等に応じて複数本のトレンチによって基盤層まで掘削し、耕作面・畦畔・区画の広がり等を確認した後、規模等に応じてベルトを複数本設定し分割する。	※原位置を保つ遺物は遺物出土状況図化を基本とする。	※土層断面図 1/20 遺構平面図 1/40・1/50 遺物出土状況図 1/10・1/20 詳細な地形測量図 (等高線間隔は5~10cm) 1/20~1/100 ※上記図面に対応する写真	※足跡の記録方法について留意する。 ※必要に応じて自然遺物等のサンプル採取を行う。  ※内部構造や造り替え、転用構築材、祭祀遺物に留意する。
	大畦畔	※規模・形態等に応じて複数本のトレンチによって基盤層まで掘削する。			
	水路	※トレンチは規模などに応じてベルトを複数本設定し分割する。			
畑		※区画の広がりを確認し、規模などに応じてベルトを複数本設定して分割する。			※畝や畝合の幅・深さ、耕作痕等に留意する。
貝塚	斜面・低地性貝塚	※貝層面の形状・規模等に応じて、複数本のトレンチを設定し、分布範囲を確認する。 ※土層・貝層毎に掘り下げる。 ※全面掘削することを基本とする。	※層位毎に全点を遺物出土状況図あるいはドット図による。 ※状況により区画毎層位別一括取上げする。	※遺構平面・断面図 1/10・1/20 遺物出土状況図 1/10・1/20 ドット図 1/20 ※上記図面に対応する写真	※トレンチの面積は貝層の面積の3~4割を目安にする。 ※サンプルの採取は連続する層位で行う。 ※獣骨・魚骨・人骨に留意する。 ※焚火跡などに留意する。
	地点貝塚	※遺構内の貝塚は、貝層面を露出した後に中央を通して十文字のベルトを設定して4分割する。	※層位毎に全点を遺物出土状況図あるいはドット図による。 ※状況により区画毎層位別一括取上げする。	※遺構平面・断面図 1/10・1/20 遺物出土状況図 1/10・1/20 ドット図 1/20 ※上記図面に対応する写真	※遺構の土層断面に追記して範囲を記録する。 ※サンプルの採取は連続する層位で行う。 ※獣骨・魚骨などに留意する。

## 2 旧石器時代遺跡

作業工程	工程の内容	記録方法・成果等	取扱い	成果品の仕様及び内容
上層調査	※遺構面が比較的上部（地表より2m程度）を対象。 ※人力で行い、遺物密度に応じて掘削道具を選択する。	遺物出土状況図	△	※縮尺 1/10・1/20 又はドット図、遺物番号標高などの情報を盛りこむ。
		遺物出土状況写真	△	※ネガカラー・ポジカラー・モノクロ。
		土層断面図	△	※縮尺 1/10・1/20
		土層断面写真	△	※ネガカラー・ポジカラー・モノクロ
		遺物出土状況映像記録	△	※映像記録は汎用性の高いソフト及びハードを使用する。
下層調査	※遺構面が深部（地表より約2m以上）を対象。 ※人力で行い、遺物密度に応じて掘削道具を選択する。 ※遺跡の状況によっては、部分的な掘削に留めることもできる。	遺物出土状況図	△	※縮尺 1/10・1/20 又はドット図、遺物番号標高などの情報を盛りこむ。
		遺物出土状況写真	△	※ネガカラー・ポジカラー・モノクロ。
		土層断面図	△	※縮尺 1/10・1/20
		土層断面写真	△	※ネガカラー・ポジカラー・モノクロ
		遺物出土状況映像記録	△	※映像記録は汎用性の高いソフト及びハードを使用する。

種別	遺構の掘削方法	遺物の取上げ方法	記録方法及び成果品	留意点
ブロック	※石器などの検出位置を保持した状態で面的に掘り下げる。	※全点をドットとして図化したうえで取上げる。 ※埋納されたことが明らかな遺物は出土状況図化する。	※平面ドット図 1/10・1/20 断面投影図 1/10・1/20 ※上記図面に対応する写真	※微細遺物に注意する。
礫群	※石器などの検出位置を保持した状態で面的に掘り下げる。 ※必要に応じて断ち割りをを行う。	※出土状況図化のうえ取上げる。	※遺物出土状況図 1/10・1/20 平面ドット図 1/10・1/20 断面図・断面投影図 1/10・1/20 ※上記図面に対応する写真	※微細遺物に注意する。
炭化物集中箇所	※石器などの検出位置を保持した状態で面的に掘り下げる。	※全点をドットとして記録する。	※平面ドット図 1/10・1/20 ※上記図面に対応する写真	※必要に応じてサンプルを採取する。

取扱い：○…一般的に必要なもの、△…遺跡の状況により必要なもの

留意点 「下層調査」は遺跡の内容によっては、調査対象範囲の一部のみを掘削する調査とすることもできる。

ただし、この場合であっても、調査対象範囲の1/3程度の範囲を掘削することを標準とする。

### 3 古墳・横穴等

種別	遺構の掘削方法	遺物の取上げ方法	記録方法及び成果品	留意点
調査前状況記録	※現状で墳丘などの盛り上がり方を記録する。	※ドット図などを作成したうえで取上げる。	※現況地形測量図 1/50～1/200、 断面図 1/50～1/200 ※等高線間隔は20 cm程度。 ※写真撮影	※開発事業対象範囲外に古墳墳丘が連続して残存する場合には取扱いに留意する。
地形測量	※表土等除去などが終了した段階で墳丘などの盛り上がり方を記録する。		※地形測量図 1/50～1/200 断面図 1/50～1/200 ※上記図面に対応する写真	※古墳の高まりや周溝などの起伏を正確に記録する。
古墳・方形周溝墓	墳丘及び墳丘構造調査 ※中軸・中心を通る十文字のベルトを設定し、4分割することを基本とする。 ※墳丘確認後、構造を確認するための断ち割りをを行い、盛土の積載状況を確認の上、墳丘造成単位ごとに掘削する。	※層別別ブロックごとに必要に応じて遺物出土状況図あるいはドット図を作成したうえで取上げる。	※地形測量図 1/50～1/200 埴輪・葺石等平面図 1/10 断面図 1/10・1/20 遺物出土状況図 1/10 ドット図 1/20 地形測量図 1/20～1/100 ※上記図面に対応する写真	※盛土・段築・削り出しのなどの構造や葺石・埴輪等の有無に留意する。 ※表土等除去を重機で行う場合は、盛土や周溝を破壊しないよう十分留意すること ※墳丘解体時には墳丘内部の施設や遺物、炭化物の有無に留意する。
	周溝	※墳丘のベルトに連続する位置にベルトを設置する。 ※必要に応じて断ち割りをを行う。	※遺棄・設置されていることが明らかな遺物は遺物出土状況図あるいはドット図を作成したうえで取上げる。	※平面・断面図 1/10・1/20 見通し図 1/10・20 遺物出土状況図 1/10 ドット図 1/20 地形測量図 1/20～1/100 ※上記図面に対応する写真

種別	遺構の掘削方法	遺物の取上げ方法	記録方法及び成果品	留意点	
古墳・方形周溝墓	主体部（埋葬施設）	※長軸とそれに直交するベルトを設定して4分割以上（8分割程度が望ましい）することを基本とする。 ※最後に断ち割りを行う。	※全点を遺物出土状況図化し取上げる。 ※必要に応じて見通し図を作成する。 ※玉類等微細遺物についてはドット図も可。	※遺構平面・断面図・展開図・見通し図 1/10～1/20 遺物出土状況図 1/1～1/10 ※上記図面に対応する写真 ※人骨が出土した場合は原位置が復原できるように詳細な写真を撮影する。	※堅穴系、横穴系の埋葬施設の区分に留意する。 ※木棺・石棺の規模・構造、棺の被覆構造等を確認する。 ※人骨・微細遺物・有機物などに留意する。 ※床面の数、追葬の有無・石室の構造等を確認する。 ※遺物や人骨の取上げに際しては、埋葬状況がわかるよう向きや位置関係に留意する。
	関連遺構	※墳丘上から墳丘基底部にかけて平面調査を実施する過程で、層位ごとに精査し、祭祀関連遺構の有無を確認する。	※全点を遺物出土状況図化し取上げる	※土層断面図 1/20 遺構平面・断面図 1/10・1/20 遺物出土状況図 1/10・1/20 ドット図 1/20 ※上記図面に対応する写真	※墳丘の構築時期・構築方法と主体部の関連を明確に把握する。
横穴	前庭・墓道	※ベルトを設定し、4分割することを基本とする。	※原位置を保つ遺物は遺物出土状況図化を基本とする。	※土層断面図 1/20 遺構平面・断面図 1/10・1/20 遺物出土状況図 1/10・1/20 ドット図 1/20 見通し図 1/10・1/20 ※上記図面に対応する写真	※排水溝等の施設に留意する。 ※切り合い関係と追葬面に留意する。
	主体部（埋葬施設）	※中心を通る十文字のベルトを設定し、4分割することを基本とする。	※※全点を遺物出土状況図により取上げる。 ※必要に応じて見通し図を作成する。 ※玉類等微細遺物についてはドット図も可。	※土層断面図 1/20 遺構平面・断面図 1/10・1/20 遺物出土状況図 1/10・1/20 ドット図 1/20 見通し図 1/10・1/20 ※上記図面に対応する写真 ※人骨が出土した場合は原位置が復原できるように詳細な写真を撮影する。	※棺座・排水溝等などの施設、工具痕・線刻などの有無に留意する。 ※追葬面、人骨・微細遺物・有機物などの有無に留意する。 ※遺物や人骨の取上げに際しては、埋葬状況がわかるよう向きや位置関係に留意する。
経塚・塚墓	塚部	※中軸・中心を通る十文字のベルトを設定し、4分割することを基本とする。 ※塚部確認後、構造を確認するための断ち割りを行う。	※層位別に必要に応じて、遺物出土状況図化あるいはドット図化する。	※遺構平面・断面図 1/10・1/20 遺物出土状況図 1/10 ドット図 1/20 地形測量図 1/20～1/50 ※上記図面に対応する写真	※塚内の遺物などに留意する
	内部構造	※長軸とそれに直交するベルトを設定して4分割することを基本とする。	※全点を遺物出土状況図化する。	※遺構平面・断面図・見通し図 1/10・20 遺物出土状況図 1/1～1/10 上記図面に対応する写真	※埋納品の位置的な関係に注意する。 ※石組・石櫃、金属製経筒・経典（紙）・玉類・他の有機質遺物（檜扇・竹製経筒等）、他の埋納物などの有無に留意。
礫石経塚	※石は一点ずつ外す。下部構造は土坑の掘削方法に準じる。	※断面図・平面図を並行して作成し、一点ずつ取上げる。 ※埋納遺物は上部の構造と分離する。	※遺構平面・断面図 1/10 遺物出土状況図 1/1～1/10 ※上記図面に対応する写真	※有機物の容器の有無に留意する。	

留意点 作業工程は別紙2「古墳・横穴等の発掘作業の標準的作業工程」を標準とする。

#### 4 生産（窯業）遺跡

種別	遺構の掘削方法	遺物の取上げ方法	記録方法及び成果品	留意点	
窯	窯体前庭部	※長軸とそれに直交するベルトを設定して4分割以上することを基本とする。 ※最後に断ち割りを行う。	※必要に応じて遺物出土状況図化あるいはドット図化して取上げる。	※土層断面図 1/20 遺構平面・断面図 1/10・1/20 遺物出土状況図 1/10・1/20 ドット図 1/20 上記図面に 対応する写真	
	窯体内	※長軸とそれに直交するベルトを設定して4分割以上することを基本とする。 ※最後に断ち割りを行う。 ※床毎に掘り下げ、当初床面下はベルト位置で断ち割りを行う。	※全点を遺物出土状況図化あるいはドット図化して取上げる。	※土層断面図 1/20 遺構平面・断面図 1/10・20 遺物出土状況図 1/10・1/20 ドット図 1/20 必要に応じて見通し図 1/10・1/20 ※上記図面に対応する写真	※補修痕の有無に留意する。
窯	灰原	※中軸・中心を通る十文字のベルトを設定し、4分割することを基本とする。 ※必要に応じて断ち割りを 行い、堆積状況を確認の上、層位ごとに掘削する。	※層位別ブロックごとに必要に応じて遺物出土状況図化あるいはドット図化して取上げる。	※土層断面図 1/20 遺構平面・断面図 1/10・1/20 遺物出土状況図 1/10・1/20 ドット図 1/20 ※上記図面に対応する写真	※ベルトのうちの一 本は窯体から続く ように設定する。 ※層位ごとに遺物 を取上げ、複数の層 位の遺物が混じら ないように留意す ること。
	関連遺構	※窯の周囲を精査する段階 で、窯業生産に関する作 業場などの遺構の確認・調 査を行う。	※層位別ブロックごとに必要に応じて遺物出土状況図化あるいはドット図化して取上げる。	※土層断面図 1/10・1/20 遺構平面・断面図 1/10・1/20 遺物出土状況図 1/10・1/20 ドット図 1/20 必要に応じて見通し図 1/10・1/20 ※上記図面に対応する写真	※轆轤ビット、粘土溜まりなどの工房や作業場などに留意する。

#### 5 城郭

種別	遺構の掘削方法	遺物の取上げ方法	記録方法及び成果品	留意点	
城郭	事前調査	※踏査の後、現況平面測量を行う。 ※堀・土塁・曲輪（郭）等の配置を記録する。	※表面採集遺物は区画などで区分したうえで取上げる。	※現況地形測量図・遺構配置図・概略図など（1/500を基準とする） ※現況を撮影した写真	※等高線で遺構が十分に表現できない場合は専門的知識を有する者が各施設の形状や位置関係などを記録する。 ※総合的評価を行うため、城郭全体の記録を行うこともある。
	曲輪（郭）	※現況平面図をもとに中央を通るベルトにより4分割以上する。	※遺棄・設置されていることが明らかな遺物は遺物出土状況図あるいはドット図による。	※遺構平面・断面図 1/10・1/20 遺物出土状況図 1/10・1/20 ドット図 1/20 地形測量図 1/20～1/100 ※上記図面に対応する写真	※整地層・面、遺構構築面や改築に留意する。
	石垣	※積み直しに留意しながらすべて解体する。 ※下部構造は、胴木等底部施設の存在に留意し、必要に応じて断ち割りを する。	※混入品は層位・区画などによって一括取上げる。	※立面・平面・断面・見通し図 1/20～1/100 遺物出土状況図 1/10・1/20 ドット図 1/20 ※上記図面に対応する写真	※石垣構築の順番がわかる変遷図を作成する。

種別	遺構の掘削方法	遺物の取上げ方法	記録方法及び成果品	留意点	
城郭	堀・土塁・土橋	※現況平面図をもとに、規模・構造等が確認できるようトレンチなどによる断ち割りを実施した後、全体を掘削する。	※遺棄・設置されていることが明らかな遺物は遺物出土状況図あるいはドット図による。 ※混入品は層位・区画等によって一括取上げる。	※立面・平面・断面・見通し図 1/20～1/100 遺物出土状況図 1/10・1/20 ドット図 1/20 ※上記図面に対応する写真	※調査範囲が狭い場合はベルトを残しながら全体を解体する。
	その他	※城郭範囲内の斜面部は全体を精査する。			※通路、塹壕、堀切などの存在に留意する。
	完掘	※各遺構の調査終了後、各施設の形状・位置関係など全体的な記録を作成する。 ※地業層がある箇所は旧地形を復原する。		※地形測量図・遺構全体図・概略図など (1/100～1/500) ※立地する地域が俯瞰できる写真など	※大規模な改築が行われている場合は、各施設の時期的な変遷が把握できる全体図を作成する。

### 別表3 整理等作業及び報告書刊行作業の標準

#### 1 整理等作業

整理等作業は発掘作業によって得られた諸資料を考古学的資料として記録保存（再構成）するための作業である。よって、作業に従事する発掘担当者は作業内容に精通していることはもとより、作業によって何が明らかにできるのか、考古学的な問題意識を明確にもつ必要がある。

整理等作業は作業内容によって、基礎整理作業、資料整理作業、保存処理、自然科学分析、その他の作業に分けられる。このうち、基礎整理作業は発掘作業と並行して実施することが望ましい。資料整理作業、保存処理、自然科学分析は通常、発掘作業・基礎整理作業終了後に実施する。ただし、保存処理、自然科学分析は必要に応じて、発掘作業・基礎整理作業と並行して実施する場合もある。また、発掘作業によって出土した劣化の著しい出土品などを後世まで保存するための必要な措置を行う保存処理は、十分な知識をもった発掘担当者が行うか、専門の業者に委託し、劣化が進まないようにする必要がある。同様に高い専門性が必要とされる自然科学分析も十分な知識をもった発掘担当者が行うか、専門の業者に委託する必要がある。

#### (1) 基礎整理作業

種別	目的	内容	備考	
出土品基礎整理作業	洗浄	※出土品に付着している土砂などを洗い流し、カビ・腐敗などによる劣化を防止する。 ※調整の観察・注記・接合などの根本となる作業である。	※出土品に付着している土砂等をブラシを用いて汚れを浮かせ、水などによって洗い流す。 ※堅牢な破片は動力噴霧器を用いるなど、素材や遺存状況にみあった方法を選択すること。 ※汚れを洗い流した後は日陰干しで乾燥させる。	※洗いすぎて出土品を破損しないよう充分留意する。 ※乾燥方法についても出土品を劣化させないよう配慮する。 ※出土品の材質により取り扱いに留意すること
	注記	※出土地点の異なる遺物が混じりあっても容易に分離できるようにする。	※面相筆・ポスターカラーなどを用いて、個々の出土品に出土位置を示す記号・番号などを書き入れる。 ※出土品が多量の場合は遺物注記システム（ジェットマーカーなど）を用いるなど効率化を図る。 ※記載後はニスなどを用いて文字を被覆し、文字が消えないようにする。	※注記する部位、ポスターカラーの色調に注意する。 ※略号などを用いる場合は、後で識別できるように留意する。
記録類基礎整理作業	写真整理	※発掘作業で撮影した写真の散逸を防止し、必要に応じて迅速に引き出せるようにする。	※サイズ毎にアルバムに挟み込む。いつ、どこ、何の目的の写真なのか明らかにするために調査地点・遺構番号等のデータを添付する。 ※のちの活用の利便性を考え、台帳を作成する。	※劣化を防止するためフィルムとプリントは別に保管する。
	図面整理	※発掘調査で作成した実測図の散逸を防止し、必要に応じて迅速に引き出せるように収納する。 ※必要に応じて実測図の修正等を行う。	※ひとつの遺構に対して複数の図面を取っている場合は、平面・断面等の位置関係が正しいか検査・修正する。 ※各図面は区画別・遺構(種類)毎にファイル等に収納し、いつ、どこ、何の目的の図面なのか明らかにするために調査地点・遺構番号・図面の種類等のデータを添付する。 ※のちの活用の利便性を考え、台帳を作成する。	※資料整理作業に支障がないよう確実に図面の検査・修正をすること。 ※図面のサイズに合った収納方法に留意する。 ※図面の整合性は発掘担当者が確認する。

(2) 資料整理作業

種別	目的		内容	備考	
出土品本整理作業	分類・仕分け	分類	※遺構や包含層の時期を再検討する素材とする。 ※さらに接合作業が容易になるようにする。	※注記が終了した出土品を材質、種類などにより分類する。	※必要なときは迅速に引き出せるように留意する。
		仕分け	※接合作業に遅滞なく移行できるようにする。	※接合作業に用いるものと、用いないものを仕分けて仮収納する。	
	接合	※本来同一個体であった破片を全て接合し、個体が選別できるようにする。		※包含層別、遺構ごとに本来同一個体だった破片を抽出し、接着剤を用いて接合する。 ※接合した破片の注記番号を控えて、遺構の同時期性を判断する。	※破片どうしに不自然な隙間ができないように、本来の形を考慮して作業する。
	復原	※形状や製作技法等を観察するとともに、旧来の形状に復原することで、実測(図化)に耐えうるようする。		※接合した破片を組み合わせて本来の形状に組み上げる。 ※破片の見つからない箇所や接合面が脆弱で組み上がらない箇所は石膏等を用いて充填する。	※同上
	実測	※土器・木製品・石器・石製品・金属製品・土製品等を図に示し、実物を観察しなくても形状や特徴が把握できるようにする。		※形状・大きさ・厚さなどを正確に計測し、方眼紙などに記録する。 ※加工(調整)方法・質感などの情報を盛りこむ。 ※等倍を基本とするが、遺物の大きさにより図上で適宜縮小する。	※種類や遺存状況により、最も効果的な図化方法を選択する。 ※パソコン等を用いて実測する場合は、記録方法やデータ保管に留意すること。
	拓本	※出土品のもつ凹凸を墨の濃淡であらわすことで、実物を観察しなくても形状が把握できるようにする。		※主に土器の文様や糸切り痕、瓦、銭貨などの記録に用いる。	※出土品を汚損・破損しないよう注意する。
	写真撮影	※出土品の形状・特徴を客観的に把握できるようにする。		※形状のわかるものや重要なものは単体で撮影する。 ※また、遺構などに関わるものを一括して撮影する。	※中判・大判カメラを使用する。
	写真整理	※撮影した写真の散逸を防止し、必要に応じて迅速に引き出せるようにする。		※サイズ毎にアルバムに挟み込む。撮影番号などのデータを添付する。 ※のちの活用の利便性を考え、台帳を作成する。	※劣化を防止するためフィルムとプリントは別に保管する。
	版組(図)	※報告書に掲載するトレース図を作成するための版下図を作成する。		※報告内容を説明するための図を集成加工し、トレース下図などを作成する。	※仕上り後の見栄えや縮小割合を考慮する。
	版組(写真)	※報告書に掲載するための写真図版を作成する。		※報告内容を説明するための写真を集成加工する。 ※掲載範囲・縮小率・掲載位置などを明記し、割り付けと対応させる。	※同上
トレース	※報告書に掲載する図の印刷用原図を作成する。		※製図ペン、パソコンなどを用いて清書する。 ※掲載範囲・縮小率・掲載位置などを明記し、割り付けと対応させる。	※仕上り後の見栄えや縮小率を考慮する。 ※貼りこみ文字がある場合は書体・大きさに注意する。 ※パソコンを用いたトレースの場合は解像度などに留意する。	
観察表作成	※複数の出土品の状況を簡易に把握できるようにする。		※遺構別・出土品ごとに表を整備する。項目や単位は表を通して統一する。	※見易い表を目指す。	

種別	目的	内容	備考	
記録類本整理作業	図面編集	※発掘調査で作成した図面について、版組(図)作成のために必要な編集を行う。	※発掘調査で作成した各図面間の内容の整合をとる。 ※さらに必要によっては、発掘調査で作成した図面データを基に新たな図面を作成する。	※確実に図面の整合性をとること。
	版組(図)	※出土品の版組(図)の項に準じる。	※同左	※同左
	版組(写真)	※出土品の版組(写真)の項に準じる。	※同左	※同左
	トレース	※出土品のトレースの項に準じる。	※同左	※同左
	観察表作成	※複数の遺構の状況を簡易に把握できるようにする。	※遺構数が多い遺跡については、本文中での遺構の表記が煩雑にならないよう遺構ごとに表を整備する。 ※項目や単位は表を通して統一する。	※作成する場合は、見易い表を目指すこと。 ※本文の表記をもって換えることも可能。

留意点 版組(図)とトレースは、パソコンを用いて実施してもよい。

### (3) 保存処理、自然科学分析、その他の作業

種別	目的	内容	備考
保存処理	※木製品・金属製品・脆弱遺物などの劣化を防止するとともに、錆等を除去して旧状を把握できるようにする。 ※現地保存できなかつた重要な遺構などについて移築復原し、保存する。	※木製品や脆弱遺物は樹脂の含浸などを行う。金属製品は錆び落としや脱塩処理を行った後、樹脂の含浸などを行う。	※専門知識を持った者に委託することも可能。
	※金属製品や木製品、人骨など出土品を外気から遮断することなどにより劣化を遅らせる。	※出土品をビニールや樹脂などによって応急的に密閉する、あるいは溶剤に浸す、樹脂を塗布するなどの保護をする。	※出土品によって措置方法を選択する。ただし、後の保存処理の障害にならないよう留意すること。
	※移築復原保存する遺構などの劣化を防ぐ。	※土層剥ぎ取りや遺構切り取り等を行う。	※遺構によって措置方法を選択する。ただし、後の保存処理の障害にならないよう留意すること。
自然科学分析	※肉眼では捉えきれない出土品・遺構の属性について明らかにする。	※胎土分析、花粉・樹種同定、C14測定、熱残留地磁気測定、プラントオパール分析、金属分析、人骨鑑定、動物種鑑定などを実施する。	※目的を明確にし、遺跡、出土品の理解に欠かせないものに限る。 ※専門知識を持った者に委託することも可能。 ※報告書の記載に成果を反映させること。
その他の作業	※出土品と記録類の整備、保管・管理を行う。	※遺物のデータ整理・カード作成及び出土品と記録類の収納など。	※検索しやすい収納方法をとる。 ※資料整理終了後散逸しないような整備を行う。

## 2 報告書刊行作業

報告書刊行作業は、整理等作業で作成した資料をもとに、記録保存の中心的役割を占める報告書の原稿執筆や、編集・校正を実施し、報告書の印刷製本にいたる作業である。刊行した報告書は、調査成果の公表を目的に全国の自治体並びに図書館、研究機関などに配布する。

種別	目的	内容	備考
原稿執筆	※調査の内容を正確に報告する。	※調査の成果をわかりやすく記述する。 ※通常広範囲の説明の後、細部の説明に移行する。 (別紙1 報告書の構成例参照)	※読み易い記述を目指す。
編集	※原稿・図・表などを本の体裁に整える。	※どの位置に何が入るのか、割り付け用紙や、パソコン上で割り付けソフトを用いて指定する。	※基本的な章立て、写真図版の仕上り線数は別紙3を参照。
印刷製本	※報告書を印刷し、製本する。	※編集が完了した原稿・図・表などを割り付けとともに印刷業者に渡し、本の作成を依頼する。	※関プロ基準により500部を基本とする。
校正	※記述や図に誤りがない報告書を作成する	※記述や図、写真の色調等に誤りがないか熟覧する。 ※誤りがあった場合は指定された校正記号などを用いて印刷業者に訂正を指示する。 ※通常3回実施する。	※本紙校正を行い、図面のかすれ、色調の濃淡・度合いなどに間違いがないか注意すること。
配布	※報告書を配布にすることによって調査成果を国民に公表する。 ※報告書の配布により、記録保存の成果の一部を、分散保管する。	※製本された報告書を全国の自治体、図書館や研究機関などに配布する。	※配布先の内訳は別紙4を参照のこと。ただし、配布先は各自治体・組織の規定を妨げるものではない。
その他の作業	※原稿や編集作業を行う上で生じる上記以外の作業を行う。		

**別表4 発掘作業に伴う歩掛（集落遺跡 台地遺跡）**

1日当り

作業内容	遺構状況						遺物量			備考
	遺構密度 10%以下		遺構密度 40%以下		遺構密度 40%を越える		疎	普	密	
	易	普	易	普	易	普				
表土等除去 ※1 重機による	190㎡						—	—	—	バックホウ
遺物包含層掘削 人力による	—	—	—	—	—	—	1.2㎡	1.0㎡	0.8㎡	※5
遺構検出 人力による	1.0㎡ (50㎡)	0.8㎡ (40㎡)	0.7㎡ (35㎡)	0.6㎡ (30㎡)	0.5㎡ (25㎡)	0.4㎡ (20㎡)	—	—	—	㎡は検出深度を2cmとした場合
遺構掘削 人力による	0.8㎡ (4.0㎡)	0.7㎡ (3.5㎡)	0.6㎡ (3.0㎡)	0.5㎡ (2.5㎡)	0.4㎡ (2.0㎡)	0.3㎡ (1.5㎡)	—	—	—	㎡は遺構深度を20cmとした場合
写真撮影 ※2・3 人力による	10%						—	—	—	
遺構実測 ※2・3 人力による	10%		15%		30%		—	—	—	
その他の作業※4 人力による	10%									器材運搬、遺物取上げ・運搬等

**別表5 発掘作業に伴う歩掛（集落遺跡 平地遺跡）**

1日当り

作業内容	遺構状況						遺物量			備考
	遺構密度 10%以下		遺構密度 40%以下		遺構密度 40%を越える		疎	普	密	
	易	普	易	普	易	普				
表土等除去 ※1 重機による	190㎡						—	—	—	バックホウ
遺物包含層掘削 人力による	—	—	—	—	—	—	1.1㎡	0.9㎡	0.7㎡	※5
遺構検出 人力による	0.8㎡ (40㎡)	0.7㎡ (35㎡)	0.6㎡ (30㎡)	0.5㎡ (25㎡)	0.4㎡ (20㎡)	0.3㎡ (15㎡)	—	—	—	㎡は検出深度を2cmとした場合
遺構掘削 人力による	0.8㎡ (4.0㎡)	0.7㎡ (3.5㎡)	0.6㎡ (3.0㎡)	0.5㎡ (2.5㎡)	0.4㎡ (2.0㎡)	0.3㎡ (1.5㎡)	—	—	—	㎡は遺構深度を20cmとした場合
写真撮影 ※2・3 人力による	10%						—	—	—	
遺構実測 ※2・3 人力による	10%		15%		30%		—	—	—	
その他の作業※4 人力による	10%									器材運搬、遺物取上げ・運搬等

**別表6 発掘作業に伴う歩掛（集落遺跡 低湿地遺跡）**

1日当り

作業内容	遺構状況						遺物量			備考
	遺構密度 10%以下		遺構密度 40%以下		遺構密度 40%を越える		疎	普	密	
	易	普	易	普	易	普				
表土等除去 ※1 重機による	190㎡						—	—	—	バックホウ
遺物包含層掘削 人力による	—	—	—	—	—	—	1.0㎡	0.8㎡	0.6㎡	※5
遺構検出 人力による	0.6㎡ (30㎡)	0.5㎡ (25㎡)	0.45㎡ (22.5㎡)	0.4㎡ (20㎡)	0.3㎡ (15㎡)	0.2㎡ (10㎡)	—	—	—	㎡は検出深度を2cmとした場合
遺構掘削 人力による	0.6㎡ (3.0㎡)	0.5㎡ (2.5㎡)	0.5㎡ (2.5㎡)	0.4㎡ (2.0㎡)	0.3㎡ (1.5㎡)	0.2㎡ (1.0㎡)	—	—	—	㎡は遺構深度を20cmとした場合
写真撮影 ※2・3 人力による	10%						—	—	—	
遺構実測 ※2・3 人力による	10%		15%		30%		—	—	—	
その他の作業※4 人力による	10%									器材運搬、遺物取上げ・運搬等

**別表 7 発掘作業に伴う歩掛（旧石器時代遺跡）**

1日当り

作業内容		遺物量			備 考
		疎	普	密	
上層調査	表土等除去 ※1 重機による	190 m <sup>3</sup>			バックホウ
	遺構掘削 人力による	1.2m <sup>3</sup>	1.0 m <sup>3</sup>	0.8m <sup>3</sup>	石器集中箇所等が確認され、より慎重な調査が必要な場合は、別表4の遺構掘削作業の歩掛を用いることができる。 ※5
下層調査	部分掘削 人力による	1.2m <sup>3</sup>			下層の状況が充分把握できない場合。概ね上層調査面積の1/3を目安にする。
	遺構掘削 人力による	1.2 m <sup>3</sup>	1.0 m <sup>3</sup>	0.8m <sup>3</sup>	石器集中箇所等が確認され、より慎重な調査が必要な場合は、別表4・5の遺構掘削作業の歩掛を用いることができる。 ※5
写真撮影	※2・3 人力による	10%			
遺構実測	※2・3 人力による	10%	15%	30%	下層調査における部分的な掘削の場合は、遺物量にかかわらず10%とする。
その他の作業※4	人力による	10%			器材運搬、遺物取上げ・運搬等

**別表 4～7における作業の前提条件**

- ア 発掘担当者1人に対して発掘作業員15人とする。ただし、調査面積が1,000 m<sup>2</sup>未満と小規模な場合は、この限りではない。
- イ 各日当り作業量は、人力作業については1日当り7時間の作業時間、重機については1日あたり8時間の作業時間の場合である。
- ウ 1ヵ月の現場稼働日数を17日とする。
- エ 掘削した土の搬出はベルトコンベアーを使用するものとする。
- ※1 表土除去は、静岡県建設部の基準（土木工事標準積算基準書）を使用する。詳細は下記のとおり。  
 作業の種類：地山の掘削積込  
 名称：バックホウ運転  
 内容：50,000 m<sup>3</sup>未満  
 規格：排出ガス対策型・クローラ型山積0.8 m<sup>3</sup>（平積0.6 m<sup>3</sup>）  
 土質：レキ質土、砂、砂質土、粘性土  
 障害の有無：障害あり。  
 ただし、遺跡の状況や進入路の確保が難しい場合など、上記のバックホウの使用が効率的ではない場合はこの限りではない。（この場合も1日あたりの作業量は県建設部の基準を使用する）
- ※2 写真撮影・遺構実測作業は人力掘削（遺構検出・遺構掘削）に係る発掘作業員数に歩掛の数字をかけて、それにかかる発掘作業員数を算出する。
- ※3 写真撮影と遺構実測については、調査区的面積、調査期間等作業の効率等を考慮し、セスナ機やヘリコプターを用いた作業を行うこともできる（使用する場合は別途積算）。
- ※4 その他の作業は、器材運搬、出土品の取上げ・運搬などに係る諸作業であり、人力掘削（遺物包含層掘削・遺構検出・遺構掘削）に係る発掘作業員数に歩掛の数字をかけてそれに係る発掘作業員数を算出する。これ以外の作業に係る発掘作業員数は別途積算する必要がある。
- ※5 別表4～6における包含層掘削及び別表7における遺構掘削において、掘削する層位が粘性の非常に高い粘土層や硬質な粘土層等の掘削が困難な土質である場合は難易度を繰り上げる。なお、遺物量が密であるうえに粘性が非常に高く掘削が困難である場合は、別途積算とする。
- ※6 現況地形の起伏が激しい場合や著しい斜面地、切り株が多数存在するなどにより重機が制限される場合は、別表8における重機掘削の歩掛を用いることもできる。
- ※7 地形的制約や周辺の状況により、調査対象範囲へ重機が進入できない場合は、人力により表土等除去を行う。この場合の歩掛は別表8の表土等除去における人力掘削の作業量を用いる。
- ※8 集石遺構や敷石などの検出が極めて困難な遺構検出、流路跡などにおける極めて遺物が集中する箇所  
 の遺構掘削などについては、別表8の主体部における床面精査・検出の歩掛（難）を適用することができる。

別表8 発掘作業に伴う歩掛（古墳）

1日当り

作業内容		遺構状況	易	普	難	備考
(1) 現況地形測量		人力による	325 m <sup>2</sup>	250 m <sup>2</sup>	175 m <sup>2</sup>	現況測量面積に対する歩掛 (難)①測量範囲の傾斜角度が10度以上の場合 ②著しい障害・起伏・墳丘のある場合 (普)①測量範囲の傾斜角度が5度以上10度未満の場合 ②障害・起伏・盛土のある場合 (易)測量範囲の傾斜角度が5度未満で障害・起伏・盛土のない場合 ※伐採・基準杭設置済、2名で光波・図化機使用とする。
表土等除去	(2)重機掘削 0.45 m <sup>3</sup> 山積みバックホウによる	稼動制限多	100 m <sup>2</sup>	70 m <sup>2</sup>	—	総重機排出量に対する歩掛 難易度：土中障害物(根・石等)、土質等による。 稼動制限：建物・切り株・古墳密度・地形の起伏等による。 ※排土場外搬出の場合は別途積算とする。
		稼動制限少	150 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>	70 m <sup>2</sup>	
	(3)人力掘削	ベルコン有	1.2 m <sup>2</sup>	1.0 m <sup>2</sup>	0.6 m <sup>2</sup>	人力表土掘削総土量に対する歩掛 (難)①調査区の傾斜角度が10度以上の場合、②葺石がある場合 (普)①調査区の傾斜角度が5度以上10度未満の場合、②盛土がある場合 (易)調査区の傾斜角度が5度未満の場合 ※抜根作業を伴う場合は難易度を一段階引き上げる。
ベルコン無		1.0 m <sup>2</sup>	0.8 m <sup>2</sup>	0.5 m <sup>2</sup>		
(4)遺構検出		人力による	30 m <sup>2</sup>	20 m <sup>2</sup>	10 m <sup>2</sup>	調査区面積に対する歩掛 (難)葺石もしくは埴輪がある場合 (普)遺構密度40%以上もしくは盛土がある場合 (易)遺構密度40%未満かつ盛土がない場合 ※m <sup>2</sup> /人は検出深度を2cmとした場合
墳丘	(5)墳丘関連掘削	人力による	1.0 m <sup>2</sup>	0.8 m <sup>2</sup>	0.4 m <sup>2</sup>	墳丘関連(周溝・墓道・盛土)掘削総土量に対する歩掛 (難)石積(葺石・墳丘内列石など)がある場合 (普)遺物出土状況図を要する場合 (易)遺物出土状況図を要さない場合
	(6)墳丘精査および実測	人力による	15.0 m <sup>2</sup>	5.0 m <sup>2</sup>	1.0 m <sup>2</sup>	古墳面積に対する歩掛 (難)石積(葺石・墳丘内列石など)もしくは埴輪がある場合 (普)盛土がある場合もしくは遺物出土状況図を要する場合 (易)盛土がない場合かつ遺物出土状況図を要さない場合 ※m <sup>2</sup> /人は検出深度を2cmとした場合
	(7)周溝・墓道・墳丘断面実測	人力による	2.0 m <sup>2</sup>	1.0 m <sup>2</sup>	0.5 m <sup>2</sup>	実測総断面面積(古墳主軸断面面積・直行断面面積)に対する歩掛 (難)盛土と石積(葺石・墳丘内列石など)がある場合 (普)盛土もしくは石積(葺石・墳丘内列石など)がある場合 (易)盛土と石積(葺石・墳丘内列石など)がない場合
(8)地形測量		人力による	325.0 m <sup>2</sup>	250.0 m <sup>2</sup>	175.0 m <sup>2</sup>	測量面積(通常は調査区面積)に対する歩掛 難易度の基準は(1)と同様 ※トラバース設定済み、2名で光波・図化機使用とする。
主体部	(9)主体部(埋葬施設)掘削	人力による	0.8 m <sup>2</sup>	0.6 m <sup>2</sup>	0.3 m <sup>2</sup>	主体部体積に対する歩掛 (難)①チェーンブロックを使用する場合、②内部石材が主軸断面に10石以上ある場合、 ③天井石がある場合 (普)閉塞石、内部石材が主軸断面に10石未満ある場合もしくは床面以外に遺物がある場合 (易)内部石材および床面以外の遺物がない場合 ※内部石材：崩落石・閉塞石・石棺など ※裏込め断面の50%以上が石の断面になる場合は難易度を一段階上げる。
		人力による	面積	0.8 m <sup>2</sup>	0.4 m <sup>2</sup>	0.1 m <sup>2</sup>
	土量		0.08 m <sup>2</sup>	0.04 m <sup>2</sup>	0.01 m <sup>2</sup>	
	(11)石室等解体	人力による	3.0 m <sup>2</sup>	1.5 m <sup>2</sup>	0.3 m <sup>2</sup>	主体部の解体の対象となる面の面積の合計に対する歩掛 (難)①天井石がある場合、②石棺がある場合 (普)①側壁が基底石より上部まで残る場合、②床石平面積が床面積の50%以上ある場合 (易)床石平面積が床面積の50%未満で、側壁が基底石のみの場合 ※床面積は石室内の底面積であり、主体部底面積とは異なる。 ※チェーンブロックを使用する場合は難易度を一段階上げる。 ※クレーン使用は別積算とする。 ※石棺の解体は、別表9の歩掛を用いる。
(12)主体部(埋葬施設)実測	人力による	2.5 m <sup>2</sup>	1.5 m <sup>2</sup>	1.0 m <sup>2</sup>	主体部の面積に対する歩掛(遺物出土状況図も含める) (難)①天井石がある場合、②石棺がある場合、③裏込め断面の50%以上が石の断面になる場合、④内部石材が主軸断面に10石以上あり、床石平面積が床面積の50%以上ある場合 (普)①内部石材が主軸断面に10石以上ある場合、②床石平面積が床面積の50%以上ある場合、③側壁が基底石より上部まで残る場合 (易)難・普の条件の一つとして該当しない場合 ※主体部全体の底面とする。 ※内部石材：崩落石・閉塞石・石棺など	
(13)写真撮影		人力による	10%			(1)~(4)~(12)にかかる作業員数に対する歩掛 ※ラジコンヘリコプター・高所作業車使用は別積算とする。
(14)その他の作業		人力による	10%			(1)~(13)にかかる作業員数に対する歩掛

別表8における作業の前提条件

- ア 静岡県に多く認められる古墳(横穴式石室を埋葬施設とする直径10m程度の円墳)を想定している。この前提する規模を大きく超えるものについては、別途積算とする。
- イ (1)~(7)の作業は、発掘担当者1人に対して発掘作業員8人とする。
- ウ (9)~(12)の作業は、1基に対し発掘作業員3人とする(長さ5mを基準とする)。
- エ 各日当り作業量は、人力作業については1日当り7時間の作業時間、重機については1日あたり8時間の作業時間の場合である。

別表9 発掘作業に伴う歩掛（横穴）

1日当り

作業内容		遺構状況	易	普	難	備考	
(1) 現況地形測量		人力による	325 m <sup>2</sup>	250 m <sup>2</sup>	175 m <sup>2</sup>	現況測量面積に対する歩掛 (難)①測量範囲の傾斜角度が10度を超え場合、②著しい障害・起伏のある場合 (普)①測量範囲の傾斜角度が5度以上10度未満の場合、②障害、起伏のある場合 (易)測量範囲の傾斜角度が5度未満の場合で、障害・起伏のない場合 伐採・基準杭設置済、2名で光波・図化機使用とする。	
表土等除去	(2)重機掘削 0.45 m <sup>3</sup> 山積みバ ックホウによる	稼動制限多	100 m <sup>3</sup>	70 m <sup>3</sup>	—	総重機排出土量に対する歩掛 難易度：土中の障害物(根・石等)、土質等による 稼動制限：建物・切り株・横穴密度・地形の起伏等による。 ※排土場外搬出の場合は別途積算とする。	
	稼動制限少	150 m <sup>3</sup>	100 m <sup>3</sup>	70 m <sup>3</sup>			
	(3)人力掘削	バルコン有	1.2 m <sup>3</sup>	1.0 m <sup>3</sup>	0.6 m <sup>3</sup>	人力表土掘削総土量に対する歩掛 (難)調査区の傾斜角度が10度以上ある場合 (普)調査区の傾斜角度が5度以上10度未満の場合 (易)調査区の傾斜角度が5度未満の場合 ※抜根作業を伴う場合は難易度を一段階引き上げる。 ※斜面等の精査のため、高所作業車を利用する場合は別途積算とする。	
バルコン無	1.0 m <sup>3</sup>	0.8 m <sup>3</sup>	0.5 m <sup>3</sup>				
(4)遺構検出		人力による	30 m <sup>2</sup>	20 m <sup>2</sup>	10 m <sup>2</sup>	調査区面積に対する歩掛 (難)調査区の傾斜角度が10度を超える場合 (普)①調査区の傾斜角度が5度以上10度未満の場合、 ②遺構密度が40%以上の場合 (易)調査区の傾斜角度が5度以下で、遺構密度が40%以下の場合 ※斜面等の精査のため、高所作業車使用の場合は別途積算とする。 ※m <sup>2</sup> /人は検出深度を2cmとした場合	
前庭・墓道(墓前)	(5)前庭・墓道関連掘削	人力による	0.8 m <sup>3</sup>	0.7 m <sup>3</sup>	0.6 m <sup>3</sup>	墓道・前庭掘削総土量に対する歩掛 (難)遺構の傾斜角度が10度以上の場合 (普)遺構の傾斜角度が5度以上10度未満の場合 (易)遺構の傾斜角度が5度以下の場合 ※通常は墳丘が存在しないものとする。 ※墳丘が存在する場合は別途積算(別表7横穴式石室古墳の歩掛)とする。	
	(6)前庭・墓道関連実測	人力による	5.0 m <sup>2</sup>	3.0 m <sup>2</sup>	1.0 m <sup>2</sup>	実測総面積の合計に対する歩掛 (難)遺物量が多い場合、(普)遺物量が少ない場合、(易)遺物のない場合	
主体部	(7)主体部(埋葬施設)掘削	人力による	0.8 m <sup>3</sup>	0.6 m <sup>3</sup>	0.3 m <sup>3</sup>	主体部体積に対する歩掛 (難)①石棺など内部施設が存在し遺物が多い場合、②壁面に工具痕などが残る場合、 ③天井がある場合 (普)石棺などの施設がある場合もしくは遺物がある場合 (易)石棺などの施設がない場合かつ遺物がない場合	
	(8)床面検出・精査	人力による	面積	0.8 m <sup>2</sup>	0.4 m <sup>2</sup>	0.1 m <sup>2</sup>	面積…主体部面積に対する歩掛(通常は面積を用いる。) 土量…主体部体積に対する歩掛 (難)床石、石棺平面積が床面積の50%以上ある場合 (普)床石、石棺平面積が床面積の50%未満である場合 (易)床石、石棺がない場合 ※出土品がある場合や篩を用いた作業を要する場合は難易度を一段階引き上げる。 ※m <sup>2</sup> /人は検出深度を10cmとした場合
			土量	0.08 m <sup>3</sup>	0.04 m <sup>3</sup>	0.01 m <sup>3</sup>	
	(9)石棺解体	人力による	3.0 m <sup>3</sup>	2.5 m <sup>3</sup>	2.0 m <sup>3</sup>	通常は石棺総面積に対する歩掛 (難)①チェーンブロックを用いる場合、②近接場所に石材を廃棄できない場合、 ③天井がある場合 (普)難と易に該当しない場合 (易)近接場所に石材が廃棄でき、作業員一人でも運べる場合	
	(10)主体部(埋葬施設)実測	人力による	3.0 m <sup>2</sup>	2.0 m <sup>2</sup>	1.0 m <sup>2</sup>	主体部の実測対象となる面の面積に対する歩掛(遺物出土状況図も含める) (難)①天井がある場合、②石棺がある場合、③床石平面積が床面積の50%以上ある場合、 ④壁面に工具痕などが壁面面積の50%以上残る場合 (普)①床石平面積が床面積の50%以下の場合、 ②壁面に工具痕などが壁面面積の50%以下の場合 (易)上記の条件に該当しない場合	
(11)人骨実測・取り上げ	人力による	10%	15%	20%	人骨が出土する場合の歩掛 (7)～(9)にかかる作業員数に対する歩掛 (難)完全に近い人骨(全体の50%以上)が複数人数分出土した場合 (普)完全に近い人骨(全体の50%以上)が1体分出土した場合 (易)人骨が一部出土した(全体の50%以下)場合 ※この項目を用いる場合は、地質状況、周辺の既往調査横穴における人骨の残存状況などを考慮して設定する。		
(12)地形測量		人力による	325 m <sup>2</sup>	250 m <sup>2</sup>	175 m <sup>2</sup>	遺構掘削後地形測量面積に対する歩掛。 難易度の基準は(1)と同様。 ※トラバース設定済み、2名で光波・図化機使用とする。	
(13)写真撮影		人力による	10%			(1)・(4)～(12)にかかる作業員数に対する歩掛 ※ラジコンヘリコプター・高所作業車使用は別途積算とする。	
(14)その他の作業		人力による	10%			(1)～(13)に対する歩掛 ※横穴は斜面に存在する場合が多く、調査区近くに民家等がある場合は、安全管理面で人工数が増員される場合がある。この場合は別途積算。	

別表9における作業の前提条件

- ア 静岡県に多く認められる横穴(全長5m程度の横穴)を想定している。この前提する規模を大きく超えるものについては、別途積算とする。
- イ (1)～(6)の作業は、発掘担当者1人に対して発掘作業員8人とする。
- ウ (7)～(11)の作業は、1基に対し2人とする(長さ5mを基準とする)。
- エ 各日当り作業量は、人力作業については1日当り7時間の作業時間、重機については1日あたり8時間の作業時間の場合である。

別表 10 発掘作業に伴う歩掛（生産（窯業）遺跡）

1日当り

作業内容		遺構状況	易	普	難	備考	
(1) 現況地形測量		人力による	325 m <sup>2</sup>	250 m <sup>2</sup>	175 m <sup>2</sup>	現況測量面積に対する歩掛 (難)①測量範囲の傾斜角度が10度以上、②著しい障害・起伏のある場合 (普)①測量範囲の傾斜角度が5度以上10度未満、②障害・起伏のある場合 (易)測量範囲の傾斜角度が5度未満の場合で、障害・起伏のない場合 ※伐採・基準杭設置済、2名で光波・図化機使用とする。	
表土等除去	(2)重機掘削 0.45 m <sup>3</sup> 山積みバックホウによる	稼動制限多	100 m <sup>2</sup>	70 m <sup>2</sup>	—	総重機排出土量に対する歩掛 難易度：土中の障害物(木根・石等)、土質等による。 稼動制限：建物・切り株・遺構密度・地形の起伏等による。 ※排土場外搬出の場合は別途積算とする。	
		稼動制限少	150 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>	70 m <sup>2</sup>		
(3)人力掘削		バルコン有	1.0 m <sup>2</sup>	0.6 m <sup>2</sup>	0.4 m <sup>2</sup>	人力表土掘削総土量に対する歩掛 (難)①遺物量が多く、小型の発掘道具を多用する場合 ②調査区の傾斜角度が10度以上ある場合 (普)①遺物量がやや多く、大型・小型の発掘道具が併用できる場合 ②調査区の傾斜角度が5度以上10度未満である場合 (易)①遺物がほとんどなく、大型の発掘道具を多用できる場合 ②調査区の傾斜角度が5度未満の場合 ※抜根作業が伴う場合は難易度を一段階上げる。	
		バルコン無	0.8 m <sup>2</sup>	0.5 m <sup>2</sup>	0.3 m <sup>2</sup>		
(4)包含層掘削		人力による	1.0 m <sup>2</sup>	0.8 m <sup>2</sup>	0.6 m <sup>2</sup>	掘削総土量に対する歩掛 難易度の基準は(3)と同様。 ※抜根作業が伴う場合は難易度を一段階上げる。	
(5)遺構検出		人力による	30 m <sup>2</sup>	20 m <sup>2</sup>	10 m <sup>2</sup>	調査区面積に対する歩掛 (難)①調査区の傾斜角度が10度以上ある場合、②遺構密度が40%以上の場合 (普)①調査区の傾斜角度が5度以上10度未満である場合、②遺構密度が40%未満の場合 (易)調査区の傾斜角度が5度未満で、窯1基のみの場合 ※m <sup>2</sup> /人は検出深度を2cmとした場合	
窯体調査	(6)窯体内埋土掘削	人力による	0.6 m <sup>2</sup>	0.4 m <sup>2</sup>	0.2 m <sup>2</sup>	窯体内体積に対する歩掛 (難)①瓦窯・大窯である場合、②天井・障壁・石積み・瓦積み等の構造がある場合、③有階式構造である場合、④遺物量が多い場合、⑤窯の傾斜角度が10度以上の場合 (普)上記②・③以外の構造あるいは遺物がやや多い場合 (易)遺物がほとんどなく、特殊な構造がない場合	
	(7)床面検出・精査	人力による	面積	4m <sup>2</sup>	3m <sup>2</sup>	2m <sup>2</sup>	土量…窯体体積に対する歩掛(通常は土量を用いる) 面積…窯体床面積に対する歩掛 難易度の基準は(6)と同様 ※床面が2面以上あることが確定的である場合、窯体調査にかかる作業を面数分繰返して実施する。 ※m <sup>2</sup> /人は検出深度を10cmとした場合
			土量	0.4 m <sup>2</sup>	0.3 m <sup>2</sup>	0.2 m <sup>2</sup>	
(8)床面・壁面断ち割り・撤去 (掘方検出)	人力による	0.5 m <sup>2</sup>	0.4 m <sup>2</sup>	0.3 m <sup>2</sup>	(難)①コンクリートカッターなどの特殊な用具を用いる場合 ②床面検出精査における(難)の基準に相当する場合 (普)通常の発掘用具を用いる場合で窯の傾斜角度が10度以上の場合 (易)通常の発掘用具を用いる場合で窯の傾斜角度が10度未満の場合		
(9)付属施設・灰原掘削		人力による	0.8 m <sup>2</sup>	0.7 m <sup>2</sup>	0.6 m <sup>2</sup>	※付属施設の場合 難易度は別表4・5 台地・平地遺跡の遺構掘削に準じる。 ※灰原の場合 難易度の基準は(3)と同様	
(10)灰原遺物取り上げ		人力による	10%	20%	30%	付属施設及び灰原掘削にかかる人工数(9)に対する歩掛 難易度の基準は(3)と同様。 ※グリッド・層位毎、ドット取り上げを標準とする。	
(11)地形測量		人力による	325 m <sup>2</sup>	250 m <sup>2</sup>	175 m <sup>2</sup>	調査区面積に対する歩掛 難易度の基準は(1)と同様。 ※トラバース設定済み、2名で光波・図化機を使用とする。	
(12)実測		人力による	10%			(5)～(10)にかかる作業員数に対する歩掛	
(13)全体写真撮影		人力による	10%			(1)～(12)にかかる作業員数に対する歩掛 ※ラジコンヘリコプター・高所作業車使用の場合は別途積算。	
(14)その他の作業		人力による	10%			(1)～(13)にかかる作業員数に対する歩掛	

別表 10 における作業の前提条件

- ア 窯は全長8m、幅2m程度を想定。この前提する規模を大きく超えるものについては、別途積算とする。
- イ (1)～(5)・(9)～(11)の作業は、発掘担当者1人に対して発掘作業員8人とする。
- ウ (6)～(8)の作業は、1基に対し2人とする(幅2mを基準とする)。
- エ 大型の道具とは、じょれん、スコップ、唐鍬など立って使用するもの、小型の道具とは、移植コテ、手鍬、草刈鎌などしゃがんで使用するものである。
- オ 各日当り作業量は、人力作業については1日当り7時間の作業時間、重機については1日あたり8時間の作業時間の場合である。

## 別表 11 整理等作業に伴う歩掛（基礎整理作業）

### 1 出土品基礎整理

1日当り

作業内容	歩掛難易度				難易度の考え方	標準的な例	備考	
	A	B	C	D				
(1)洗浄	0.2箱	0.5箱	1.0箱	2.0箱	A	取り扱いに特に慎重を要する	玉類・小型石器、木製品などの有機物・風化の進んだもの	保存処理施設で行う必要がある場合は別積算
					B	取り扱いに慎重を要する	縄文土器・弥生土器、土師器等など	
					C	通常	須恵器・陶磁器など	
					D	容易に洗浄できる	須恵器・陶磁器・瓦等の大型品・大型破片	
(2)注記	0.25箱	0.5箱	1.0箱		A	注記が困難	風化の進んだ遺物	注記マシンを使用する方が効率的である場合は注記マシンを用いる。その場合は、各3倍の歩掛けとする。
					B	通常	縄文土器・弥生土器、土師器、須恵器、陶磁器など	
					C	容易に注記できるもの	須恵器・陶磁器等のうち大型品・大型破片、瓦など	
(3)その他の作業	10%				(1)～(5)総人工数の10%		遺物等運搬、仮収納など	

作業は全て人力による

### 2 記録類基礎整理

1日当り

作業内容	歩掛難易度				難易度の考え方	標準的な例	備考	
	A	B	C	D				
(1)写真整理	6.0本	20.本			A	35mmフィルム	ベタ焼きとL判プリント、デジタル写真を含む。	現地作業と併行、もしくは現地作業終了後、現地で速やかに行う必要のあるアルバム作成など。大判フィルムは枚数10枚で中型カメラの1本とする。
					B	中判フィルム	6×7判フィルムとそのベタ焼き	
(2)図面整理	16枚					現地調査と併行、もしくは現地作業終了後に速やかに行う必要のある図面修正、台帳作成、ファイリング		
(3)その他の作業	10%				(1)～(5)総人工数の10%		運搬・仮収納など	

作業は全て人力による

### 別表 11 における作業の前提条件

- ア 出土品を収納する箱は、縦 54 cm・横 34 cm・高 20 cmを基本とする。
- イ 出土品の箱への収納にあたっては、収納した出土品が互いに損傷し合わない程度の空間を確保する。剥片や玉類などの微細で脆弱な遺物については、収納箱内における積み重ね収納は行わないこととする。
- ウ 各項目について、標準例を大きく逸脱するものについては、別途積算とする。
- エ 発掘担当者 1 人に対して整理作業員 5 人以内とする。
- オ 各日当り作業量は、1日当り 8 時間の作業時間の場合である。

## 別表 12 整理等作業に伴う歩掛（資料整理作業）

### 1 出土品本整理作業

1日当り

作業内容	歩掛難易度				難易度の考え方	標準的な例	備考
	A	B	C	D			
(1)分類・仕分け	0.2 箱	3.0 箱	5.0 箱		A 多種多様な遺物 B 通常 C 同種の遺物が多い。	一時代に収まる遺物	器種・時期・材質などの分類を含む。
(2)接合	0.1箱	0.2 箱	0.5 箱	1.0 箱	A 接合予測が困難 B 接合が難しい C 通常 D 容易に接合できる。	打製石器 大型土器、複雑な中型土器など 複雑でない中型・小型土器など 大型の破片や瓦など	旧石器時代の遺物や玉類の生産遺跡などに限定。 窯業遺跡の場合や、個体識別が困難な土器が多量に出土した場合を含む。
(3)復原	0.1 点	0.3 点	1.0 点	5.0 点	A 特に複雑 B 複雑、または大型 C 通常 D 部分的な復元のみ	複雑な装飾土器 装飾土器、大型土器 複雑でない中型・小型土器 破片、完形に近い土器	
(4)実測	0.3 点	1.0 点	2.0 点	4.0 点	A 特に複雑、または、特に大型 B 複雑、または大型 C 通常 D 実測が容易、または断面実測のみ	装飾や文様、剥離面、調整痕などが特に複雑、または、特に大型 装飾土器、剥離面や調整痕の細かい遺物、大型の遺物 複雑でない中型土器 破片実測、模造品、須恵器・土師器の坏、碗	拓本どりも含む。 ※ 鏡・馬具・飾付大刀などについては別途積算。 ※ 玉類や、土器のうち断面実測と拓本の組み合わせについては8.0点とする。拓本のみは16.0点とする。
(5)写真撮影	24.0 カット						撮影の助手
(6)写真整理	6.0 本	20.0 本			A 35mm フィルム B 中判フィルム	ベタ焼きとL判プリント 6×7判フィルムとそのベタ焼き	デジタル写真、台帳の作成も含む。 台帳の作成を含む。大判フィルムは10枚で中型カメラの1本とする。
(7)版組(図)	1.0 頁	2.0 頁	3.0 頁	5.0 頁	A レイアウトが非常に困難 B レイアウトが困難 C 通常 D レイアウトが容易	1頁に多種多量の遺物多量(30点以上)の微細遺物(玉類など)の場合 1頁に多量の遺物 1頁に10点程度の遺物 1頁に数点の遺物	半頁程度の図も含む。
(8)版組(写真)	4.0 頁	10.0 頁	20.0 頁		A 1頁に7カット以上 B 1頁に4～6カット C 1頁に3カット以内		
(9)トレース	2.0 点	5.0 点	10.0 点	20.0 点	A 特に複雑 B 複雑、または大型 C 通常の遺物 D 線が少ない。	複雑な装飾土器、複雑な接合石器 装飾土器、調整痕の細かい遺物、大型の遺物 複雑でない中型土器 破片実測、須恵・土師器の坏、碗	文字貼り込み、上掛けまで含む。
(10)観察表作成	25.0 点						計測を含む。
(11)その他の作業	10%				(1)～(10)総人工数の10%		運搬・仮収納など 作業は全て人力による

## 2 記録類本整理作業

1日当り

作業内容	歩掛難易度				難易度の考え方	標準的な例	備考
	A	B	C	D			
(1)図面編集	0.5枚	1.0枚	2.0枚	4.0枚	A 特に複雑	地形・遺構詳細図、遺構密度の40%を超える遺跡の調査区全体図	
					B 複雑	竪穴住居、遺物の多い遺構、遺構密度が20～40%の遺跡の調査区全体図など	
					C 通常	土坑等、遺構密度が10～20%の遺跡の調査区全体図など	
					D 簡単	遺物の少ない土坑など、遺構密度が10%未満の遺跡の調査区全体図など	
(2)版組(図)	0.5枚	1.0枚	2.0枚	4.0枚	A 特に加工が多い。	石室展開図、地形図	パソコンで版組(図)とトレースを行う場合は、それぞれに係る作業員数を合計して積算する。 【例】版組難易度Aでトレース難易度Aの場合、1枚実施に対しては、版組1枚÷0.5枚=2人、トレース1枚÷0.3枚=3.3人 合計5.3人とする。)
					B 加工が多い。	遺物の多い遺構	
					C 通常	竪穴住居	
					D 加工が少ない。	遺物の少ない土坑	
(3)版組(写真)	4.0頁	10.0頁	20.0頁		出土品の版組(写真)と同じ		
(4)トレース	0.3枚	1.0枚	2.0枚	4.0枚	A 細かい線が入り組む。	石室展開図、地形図	文字貼り込み、上掛けまで含む。
					B 線が多い。	遺物の多い遺構	
					C 通常	竪穴住居	
					D 線が少ない。	遺物の少ない土坑	
(5)観察表作成	25.0点						計測を含む。
(11)その他の作業	10%				(1)～(5)総人工数の10%		運搬・仮収納など

作業は全て人力による

### 別表12における作業の前提条件

- ア 出土品を収納する箱は、縦54cm・横34cm・高20cmを基本とする。
- イ 出土品の箱への収納にあたっては、収納した出土品が互いに損傷し合わない程度の空間を確保する。
- ウ 各項目について、標準例を大きく逸脱するものについては、別途積算とする。
- エ 発掘担当者1人に対して整理作業員5人以内とする。
- オ 各日当り作業量は、1日当り8時間の作業時間の場合である。

### 別表13 整理等作業に伴う歩掛(保存処理・自然科学分析)

#### 1 保存処理

出土品応急保存処理作業以外は別途積算とする。

1日当り

作業内容	歩掛難易度				難易度の考え方	標準的な例	備考
	A	B	C	D			
(1)出土品応急保存処理作業	1.0点	10点	20点		A 大型品、取り扱いが難しいもの	丸木舟、人骨、甲冑、漆盾など	現地で行う応急処置
					B 中型品	馬具、木製農具、小型漆製品など	
					C 小型品	鉄鍬、小型鉄製農具など	
(2)その他の作業	10%				(1)の人工数の10%		運搬・仮収納など

作業は全て人力による

#### 2 自然科学分析

別途積算

## 別表 14 報告書刊行作業に伴う歩掛

1日当り

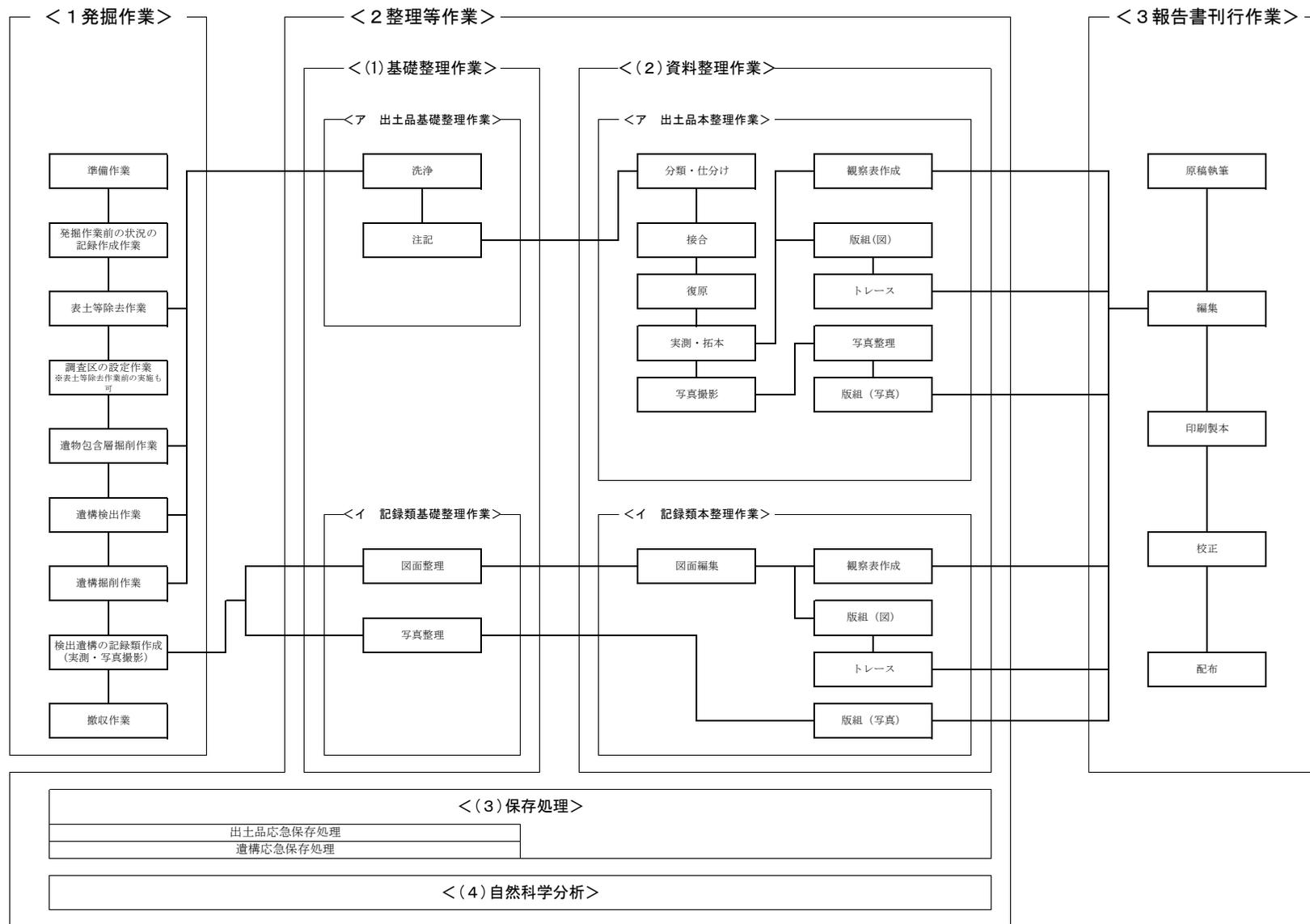
作業内容	歩掛難易度	難易度の考え方	標準的な例	備考
(1)編集	10.0頁			
(2)印刷製本	別途積算			
(3)校正	20.0頁			
(4)その他の作業	10%	(1)~(3)総人工数の10%		収納、保管記録作成など

(2)を除く作業は人力による

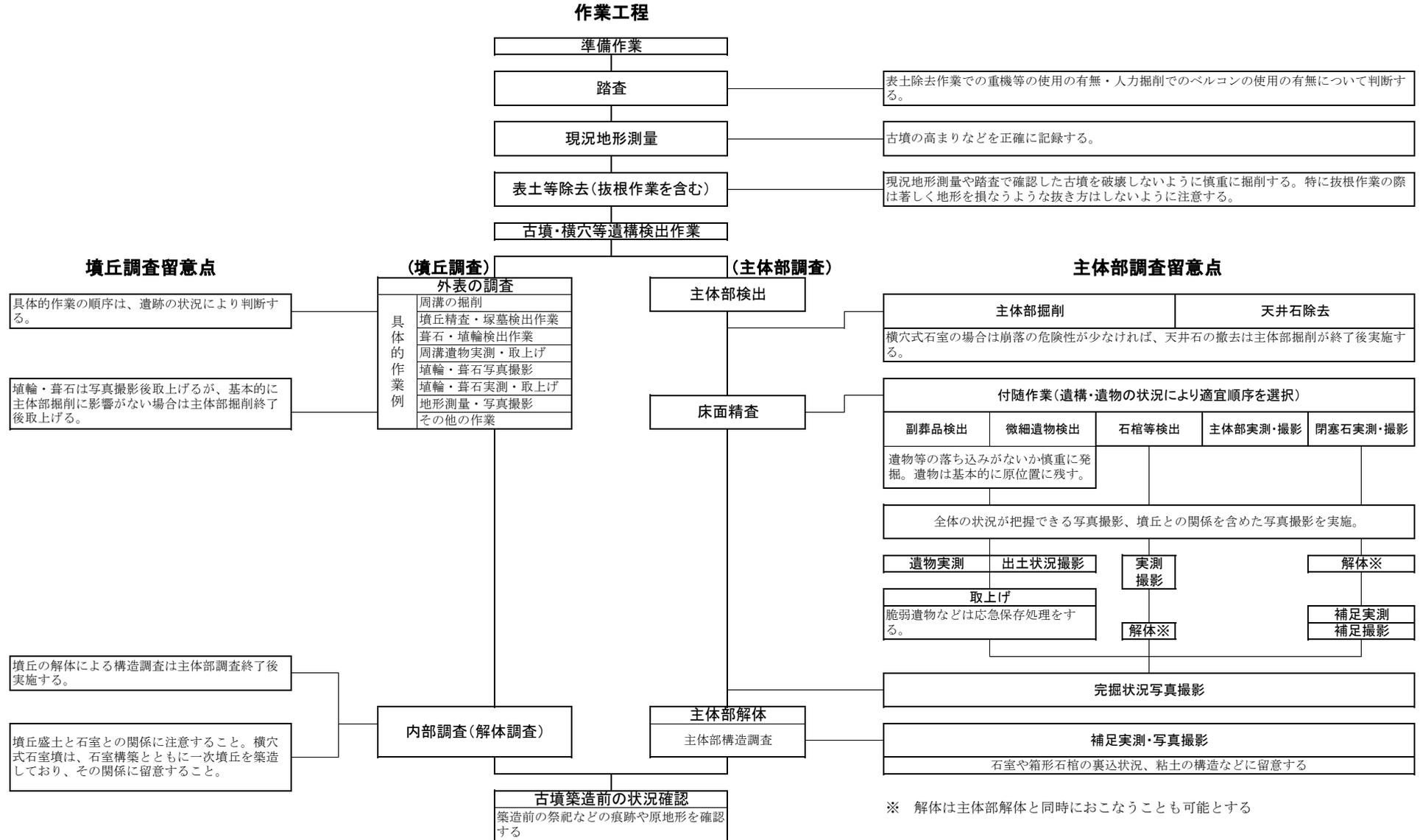
### 別表 14 における作業の前提条件

- ア 発掘担当者1人に対して整理作業員5人以内とする。
- イ 各日当り作業量は、1日当り8時間の作業時間の場合である。

# 別紙1 本発掘調査における標準的な作業工程



## 別紙2 古墳・横穴等の発掘作業の標準的な作業工程



## 別紙3 編集作業の備考補足

### 1 報告書の構成例

#### 例1 遺構・遺物を分離して、すべての遺物を型式・形式、時代ごとに分ける場合。

第1章	調査に至る経緯
第2章	遺跡の環境
第1節	地理的環境
第2節	歴史的環境
第3章	調査の方法と経緯
第4章	調査の成果
第1節	遺構
1	竪穴住居跡
2	土坑
第2節	遺物
1	縄文土器
2	縄文時代の石器
第5章	まとめ
	写真図版

#### 例2 遺構・遺物を分離して、遺物を遺構ごとに記載する場合。

第4章	調査の成果
第1節	遺構
1	竪穴住居跡
2	土坑
第2節	遺物
1	竪穴住居跡●●出土の遺物
2	土坑●●出土の遺物
*第1～3章・第5章、写真図版は例1と同じ。	

#### 例3 時代別・遺構ごとに記載する場合。

第4章	調査の成果
第1節	縄文時代
1	竪穴住居跡
(1)	竪穴住居跡●●
ア	遺構
イ	遺物
2	土坑
(1)	土坑●●
ア	遺構
イ	遺物
第2節	弥生時代
1	竪穴住居跡
(1)	竪穴住居跡●●
ア	遺構
イ	遺物
*第1～3章・第5章、写真図版は例1と同じ。	

### 2 写真図版の仕上り線数

オフセット印刷の場合は175線以上とする。成果の確認には、必ず「線数カウンター」等客観的な道具を用いること。

別紙4 報告書配布先例（県教委が実施する調査における標準配布先）

配布先	配布先例		標準配布部数
国等機関	文化庁		1
	独立行政法人国立博物館		5
	独立行政法人文化財研究所・資料館		2
	国立国会図書館		5
県外自治体等 ※1	各都道府県及び 各政令指定都市等県外市町	教育委員会・公立図書館・ 公立博物館・文化財調査機関	138
県内自治体等 ※1	県内市町	市町教育委員会及び市町立図書館等	70
		歴史系市町立博物館・郷土資料館	9
中国浙江省博物館			1
県機関	県立中央図書館	歴史文化情報センター	1
		中央図書館	1
	県立大学附属図書館		1
	公立大学法人 静岡文化芸術大学図書館		1
	議会図書室		1
	県民サービスセンター		1
	総合教育センター		1
	埋蔵文化財センター		9
その他 ※2	研究機関	県内大学	45
		県外考古学専攻科大学院設置大学	
	調査事業協力機関等	地元公民館・自治会、 その他の調査協力組織など	1
事業報告	調査依頼者等	開発部局等	3
県帰属図書	県教委保管用	出土文化財扱い	1
		保存分	3
総部数 ※3			300

※1 各標準配布部数を超えない範囲で、調査内容及び各自治体の受入態勢に応じて、適切な配布先及び配布部数を決定する。

※2 各自治体への配布部数が不足する場合は、自治体への配布を優先させる。

※3 総部数の増加が必要な場合は調査依頼者との協議による。